

第2章 アンケート調査の結果

第1節 調査方法

1 アンケート調査のねらい

このアンケート調査のねらいは第1章第1節3で述べた本調査研究のねらいのうち、数値的に把握することのできる次の二つのデータを得ることである。

①原職復帰を求めて裁判所に訴えを提起し、解雇無効判決を得た被解雇者が復帰する割合並びに復帰した場合の勤務期間及び復帰しなかった場合の金銭的解決の有無と額。

②原職復帰を求めて裁判所に訴えを提起し、和解した場合の復帰の可否及び復帰せず金銭解決する場合のいわゆる和解金の有無と額。

2 調査実施要領

(1) 調査対象

上記1①、②のデータを得るには、終結した解雇事件の当事者である被解雇者（労働者）、使用者を全国から無作為に抽出して調査を実施するのが望ましい。しかし、それには解雇事件が毎年全国で何件終結しているのかを把握することができ、調査票の送付先となる住所・氏名を知ることができなければならないが、どちらの要件も満たすことができない。

被解雇者、使用者に対する直接調査が困難であることから、本調査においては、弁護士を調査対象とすることとした。裁判終結後、当該被解雇者が復帰したのかそれとも退職したのかというような客観的事実については、当該事件の訴訟代理人となった弁護士ならば知っている可能性が高い。特に、労働事件を専門とする弁護士の集団、日本労働弁護団と経営法曹会議であれば、弁護士一般の集団よりも、解雇事件の訴訟代理人になったことがある弁護士の割合が相対的に高いと思われる。

そこで、このアンケート調査の対象は、日本労働弁護団の全会員弁護士（調査実施時点で**1323**名）と経営法曹会議の全会員弁護士（調査実施時点で**421**名）とした。

なお、日本労働弁護団は**1957**年、「労働者及び労働組合の権利擁護活動を行う弁護士の集結を求める当時の総評（日本労働組合総評議会）の呼びかけに応え」¹で結成された団体である。また、経営法曹会議は**1969**年、「経営法曹の連携協力を図り、労使関係の健全正常な発展に寄与することを目的として」²設立されたものである。

¹ 日本労働弁護団ホームページ「弁護団の紹介」<http://homepage1.nifty.com/rouben/>

² 経営法曹会議ホームページ「経営法曹会議とは？」http://keieihoso.gr.jp/what_housou.htm

(2) 調査方法

調査票を郵便で日本労働弁護団の全会員弁護士・経営法曹会議の全会員弁護士に発送し、労働政策研究・研修機構宛封筒で回収した（郵送調査法）。

(3) 調査実施期間

調査の実施期間は**2004年10月26日**から同年**11月30日**までである。

(4) 回収票数と回収率

調査票の回収率は、日本労働弁護団からは**53票**を回収し回収率は**4.01%** ($53/1323 \times 100$)、経営法曹会議からは**25票**を回収し回収率は**5.94%** ($25/421 \times 100$) である。

3 本アンケート調査の留意事項

(1) パーセンテージ、平均値の表記の仕方

以下、結果の概要ではパーセンテージ、平均値での記載を基本とするが、本調査は母数が少ないので、本報告書ではパーセンテージと括弧書きで実数を表示した（例：「**20.0%**（**5件/25件**）」）。また、平均値は最小値と最大値を併記した。特に変動係数（標準偏差を平均値で除した数値）が**1.00**を超える場合には、回答が分散している旨を表記した（例：「平均**664万0500円**だが、最低**22万円**から最高**1億4000万円**まで回答が分散している」）。

(2) 回答者による事件選別の可能性

本調査は利害の対立する二つの団体に調査を実施したものである。各団体の立場が比較的是っきりしていることから、回答者が自らの立場にとって有利な判断・結論が得られた事件を選別して回答した可能性を、完全には否定できない。

調査票の検票をしたときには、自らの立場に有利な判決を得た比率の方が高い回答者、不利な判決を得た比率の方が高い回答者のいずれも見られたものの、実際の集計結果をみると、弁護士団体によって回答の傾向が異なる項目が少なくない。例えば、日本労働弁護団会員弁護士の回答した事件においては「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人数が**23.5%**（**61人/260人**）であるが、経営法曹会員弁護士の回答した事件においては「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人が**0.0%**（**0人/29人**）であったというような違いがみられた（第**2-3-20**表）。

本調査の結果を用いる時には、回答者による事件選別の可能性があることに留意する必要がある。

(3) 和解金・解決金に関わる設問

和解金・解決金に関わる設問については、ある回答者から次のようなコメントが寄せられ

た。「調べるのに少し時間がかかる上、単純な統計資料として発表されれば裁判所における和解水準の上限を引き下げることになる恐れがあるので回答しない。また、この結果を公表するのは適切ではないのではないか。解決水準は解雇が無効とされる可能性の程度、本人の復職への意欲、会社が復帰を望まない程度、会社の体力等事案ごとに異なってくるので単純な数字の比較は安易な金銭解決を助長しかねない。」このコメントを寄せた回答者は和解金・解決金に関する設問以外の回答可能な設問には全て答えていた。

解雇の効力が争われた訴訟における和解金・解決金の支払の有無と、支払われた場合の水準についてはこれまで先行調査がない。これらは解雇紛争の解決の実態を把握するために重要な事項であり、この点について、本調査は初めてデータを示す調査となる。ただし、上記回答者のコメントのとおり、本調査の結果を用いる時には、和解金等の額は個別事案におけるさまざまな事情によって定まることに十分留意しなければならない。

第2節 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件

1 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の有無と事件数

(1) 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の有無

調査票の最初の問いでは、まず、単独または弁護団の代表として裁判所で係争していた解雇事件で、過去3年間に本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件があったかどうかを下記の文言で尋ねている。

問1 先生が単独または弁護団の代表（主任弁護士）として裁判所で係争していた解雇事件で、過去3年間に（2001年1月1日から2003年12月31日まで）に本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件はありますか（○は1つだけ）。

1 一件もない
2 ある（ ）件

結果は次のとおりである。

ア 全体（第2-2-1図、第2-2-2表）

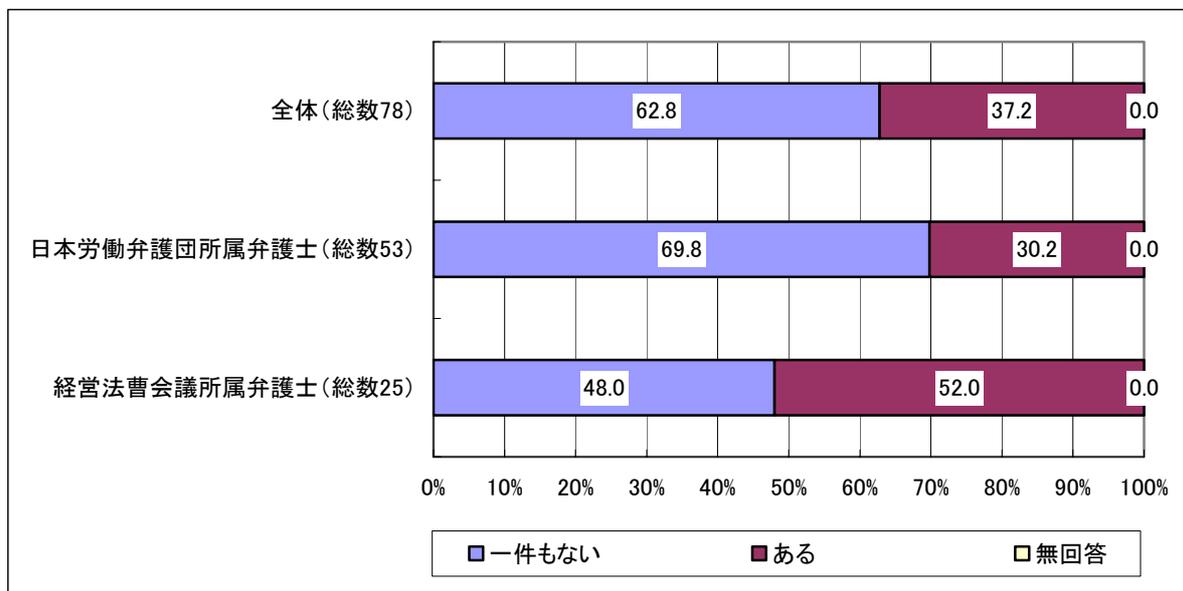
全体では、過去3年間に本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件が「一件もない」が**62.8%**（49人/78人）、「ある」が**37.2%**（29人/78人）である。

イ 弁護士団体別（第2-2-1図、第2-2-2表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「一件もない」が**69.8%**（37人/53人）、「ある」が**30.2%**（16人/53人）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「一件もない」が**48.0%**（12人/25人）、「ある」が**52.0%**（13人/25人）である。

第2-2-1図 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の有無



第2-2-2表 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の有無

		総数 (人数)	一件もない	ある	無回答
全体		78	49	29	0
		100.0	62.8	37.2	0.0
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	53	37	16	0
		100.0	69.8	30.2	0.0
経営法曹会議所属弁護士		25	12	13	0
		100.0	48.0	52.0	0.0

注1 上段：人数、下段：構成比 (%)

(2) 本案訴訟判決確定で終結した解雇事件の数

上記(1)アのとおり、回答者全体のうち、過去3年間に本案訴訟の判決確定で終結した担当解雇事件があったと回答した者は、**29人**であった。この**29人**に、そのような解雇事件の総数を尋ねた結果は次のとおりである。

ア 全体 (第2-2-3図、第2-2-4表)

全体では、過去3年間に本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の総数が「1件」が**72.4%**

(21人/29人)、「2件」が10.3% (3人/29人)、「3件」が13.8% (4人/29人)、「4件」が3.4% (1人/29人)である。

イ 弁護士団体別 (第2-2-3図、第2-2-4表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「1件」が81.3% (13人/16人)、「2件」が6.3% (1人/16人)、「3件」が12.5% (2人/16人)である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「1件」が61.5% (8人/13人)、「2件」が15.4% (2人/13人)、「3件」が15.4% (2人/13人)、「4件」が7.7% (1人/13人)である。

ウ 平均値等

過去3年間に本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の総数について、弁護士1人あたりの平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体 (第2-2-4表)

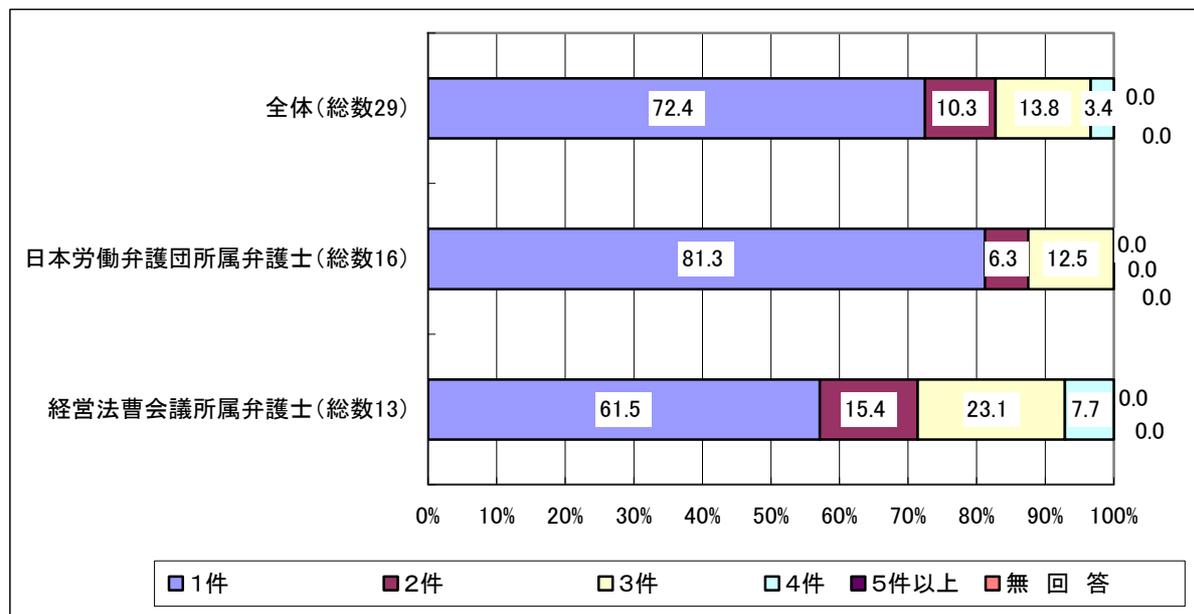
全体では、弁護士1人あたりの過去3年間に本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の総数は平均1.48件、最少1件、最多4件である。

(イ) 弁護士団体別 (第2-2-4表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均1.31件、最少1件、最多3件である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均1.69件、最少1件、最多4件である。

第2-2-3図 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の件数(弁護士1人あたりの件数)



第2-2-4表 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の件数(弁護士1人あたりの件数)

	クロス集計(上段は人数、下段は%)							統計				
	総数 (人数)	1件	2件	3件	4件	5件以上	無回答	平均 (件)	標準偏差	/変動係数 (標準偏差)	最小値 (件)	最大値 (件)
全体	29	21	3	4	1	0	0	1.48	0.86	0.58	1	4
士所 団属 体弁 別護	16	13	1	2	0	0	0	1.31	0.68	0.52	1	3
日本労働弁護団所属 弁護士	100.0	81.3	6.3	12.5	0.0	0.0	0.0					
経営法曹会議所属 弁護士	13	8	2	2	1	0	0	1.69	0.99	0.59	1	4
	100.0	61.5	15.4	15.4	7.7	0.0	0.0					

(3) 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件数の総数(第2-2-5図、第2-2-6表)

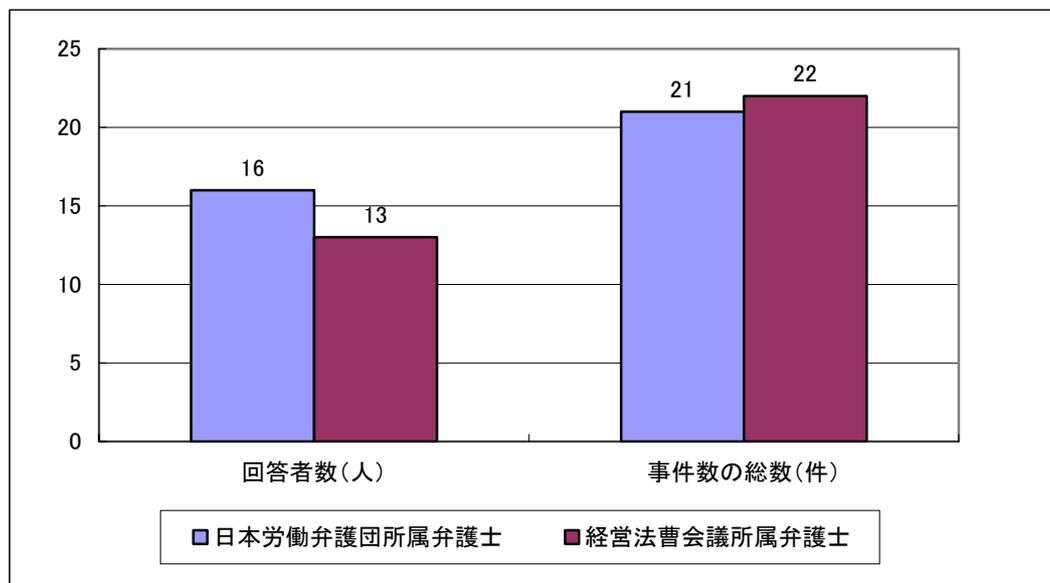
次に、弁護士1人あたりではなく、本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件数の総数を求めた。

本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の総数は、集計対象者全体(総数29人)では43件、日本労働弁護団(総数16人)では21件、経営法曹会議(総数13人)では22件であった。

以下、本節では本案訴訟判決確定で終結した解雇事件の総数、43件について事件の概要と結末とをみていくことにする。

この 43 件のうち、日本労働弁護団会員弁護士の回答した事件は 48.8% (21 件/43 件)、経営法曹会議会員弁護士の回答した事件は 51.2% (22 件/43 件) である。

第2-2-5図 本案訴訟判決確定で終結した解雇事件があると答えた回答者数と事件数の所属弁護士団体別総数



第2-2-6表 本案訴訟判決確定で終結した解雇事件の総数

	回答者 (人)		事件数の総数	
	回答者数(人)	割合(%)	事件数の総数 (件)	割合(%)
全体	29	100.0	43	100.0
日本労働弁護団所属 弁護士	16	55.2	21	48.8
経営法曹会議所属 弁護士	13	44.8	22	51.2

2 事件の概要

(1) 解雇の種類 (複数回答)

解雇の種類は、次のとおりである。

ア 全体 (第 2-2-7 図、第 2-2-8 表)

全体では、「整理解雇」が 11.6% (5 件/43 件)、「懲戒解雇」が 44.2% (19 件/43 件)、「普通解雇」が 39.5% (17 件/43 件)、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」が 4.7% (2 件/43 件)、「その他」が 7.0% (3 件/43 件) である。

「労組法 7 条 1 号、4 号がらみの解雇」とは、労働組合法 7 条が使用者に禁止している不

当労働行為³かどうか争われた解雇である。

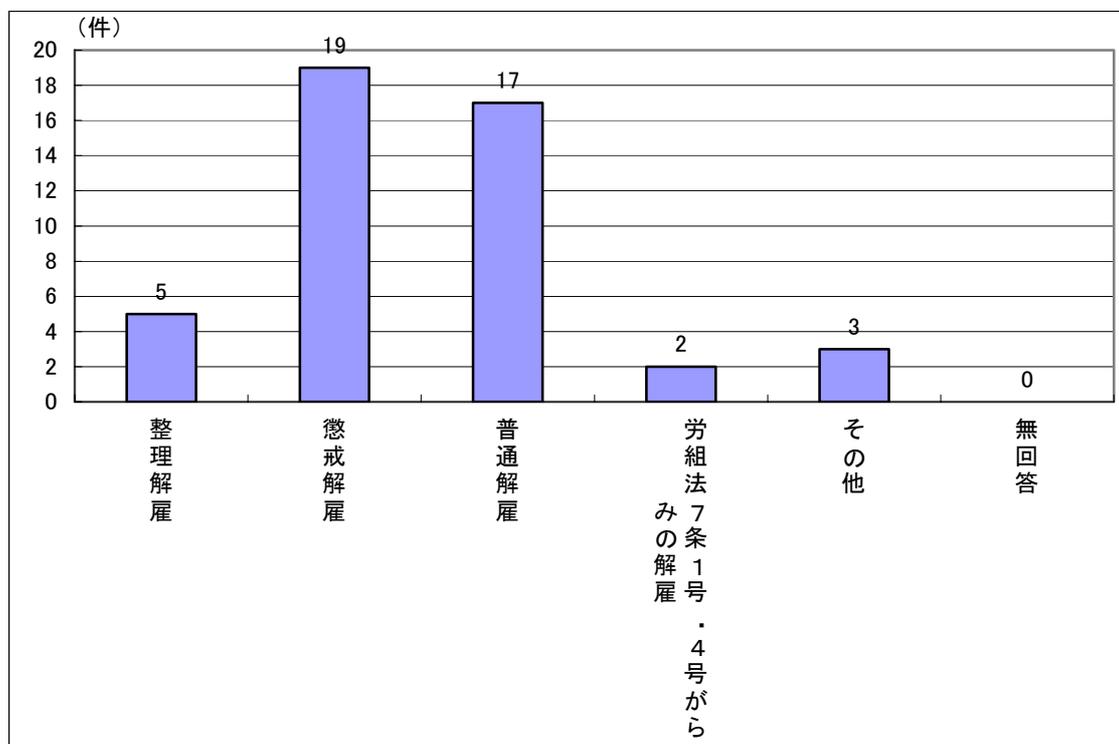
イ 弁護士団体別（第 2-2-8 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「整理解雇」が 9.5%（2 件/21 件）、「懲戒解雇」が 42.9%（9 件/21 件）、「普通解雇」が 42.9%（9 件/21 件）、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」が 4.8%（1 件/21 件）、「その他」が 9.5%（2 件/21 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「整理解雇」が 13.6%（3 件/22 件）、「懲戒解雇」が 45.5%（10 件/22 件）、「普通解雇」が 36.4%（8 件/22 件）、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」が 4.5%（1 件/22 件）、「その他」が 4.5%（1 件/22 件）である。

第2-2-7図 解雇の種類（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

複数回答 集計対象=43事件



注 1 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

³ 労働組合法 7 条 1 号本文は「労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたこと故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること」を禁止し（不利益取扱の禁止）、同 4 号は「労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立をしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条第四項の規定による命令に対する再審査の申立をしたこと又は労働委員会がこれらの申立に係る調査若しくは審問をし、若しくは労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること」を禁止する（報復的不利益取扱の禁止）。

第2-2-8表 解雇の種類（本案訴訟判決確定で終結した解雇事件）

複数回答

		総数 (事件数)	整理 解雇	懲戒 解雇	普通 解雇	4 労 号組 法7 条の 1号 解雇・	その 他	無 回 答
全体		43 100.0	5 11.6	19 44.2	17 39.5	2 4.7	3 7.0	0 0.0
団所 体属 別弁 護士	日本労働弁護団所属 弁護士	21 100.0	2 9.5	9 42.9	9 42.9	1 4.8	2 9.5	0 0.0
	経営法曹会議所属弁 護士	22 100.0	3 13.6	10 45.5	8 36.4	1 4.5	1 4.5	0 0.0

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

ウ 普通解雇の種類

「普通解雇」についてはさらに四つの種類への該当性を尋ねた。結果をみてみよう。

(ア) 全体（第2-2-9表）

全体では「傷病・資格喪失等による労務提供不能」が**5.9%**（1件/17件）、「適格性の欠如」が**41.2%**（7件/17件）、「規律違反」が**29.4%**（5件/17件）、「信頼関係の喪失」が**17.6%**（3件/17件）、無回答が**11.8%**（2件/17件）である。

(イ) 弁護士団体別（第2-2-9表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「適格性の欠如」が**44.4%**（4件/9件）、「規律違反」が**44.4%**（4件/9件）、「信頼関係の喪失」が**11.1%**（1件/9件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「傷病・資格喪失等による労務提供不能」が**12.5%**（1件/8件）、「適格性の欠如」が**37.5%**（3件/8件）、「規律違反」が**12.5%**（1件/8件）、「信頼関係の喪失」が**25.0%**（2件/8件）、無回答が**25.0%**（2件/8件）である。

第2-2-9表 普通解雇の種類（本案訴訟判決確定で終結した解雇事件）

複数回答

		総数 (事件数)	よ傷病・ 労働・ 資格喪失等 提供不能に	適 格 性 の 欠 如	規 律 違 反	信 頼 関 係 の 喪 失	無 回 答
全体		17 100.0	1 5.9	7 41.2	5 29.4	3 17.6	2 11.8
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属 弁護士	9 100.0	0 0.0	4 44.4	4 44.4	1 11.1	0 0.0
	経営法曹会議所属弁 護士	8 100.0	1 12.5	3 37.5	1 12.5	2 25.0	2 25.0

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

エ 解雇の種類重複関係（第2-2-10表）

解雇の種類は複数回答である。解雇の種類を複数挙げている場合に、どの種類とどの種類に重複しているのだろうか。結果は次のとおりである。

整理解雇についてみると、他の解雇の種類とは重複していない。

懲戒解雇についてみると、「普通解雇」にも該当する事件が**5.3%**（1件/19件）、このうち「適格性の欠如」にも該当する事件が**5.3%**（1件/19件）、「労組法7条1号・4号がらみの解雇」にも該当する事件が**5.3%**（1件/19件）である。

普通解雇についてみると、「懲戒解雇」にも該当する事件が**5.9%**（1件/17件）、「その他」にも該当する事件が**5.9%**（1件/17件）である。

普通解雇のうち傷病・資格喪失等による労務提供不能についてみると、他の解雇の種類とは重複していない。

普通解雇のうち適格性の欠如についてみると、「懲戒解雇」にも該当する事件が**14.3%**（1件/7件）、「その他」にも該当する事件が**14.3%**（1件/7件）である。また、普通解雇事由としては、「信頼関係の喪失」にも該当する事件が**14.3%**（1件/7件）である。

普通解雇のうち規律違反についてみると、他の解雇の種類とは重複していない。

普通解雇のうち信頼関係の喪失についてみると、「その他」にも該当する事件が**33.3%**（1件/3件）である。また、普通解雇事由としては、「適格性の欠如」にも該当する事件が**33.3%**（1件/3件）である。

労組法7条1号・4号がらみの解雇についてみると、「懲戒解雇」にも該当する事件が**50.0%**（1件/2件）である。

その他についてみると、「普通解雇」にも該当する事件が**33.3%**（1件/3件）（このうち「適格性の欠如」にも該当する事件が**33.3%**（1件/3件）、「信頼関係の喪失」にも該当する事件

が **33.3%** (1件/3件) である。

第2-2-10表 解雇の種類間のクロス(本案訴訟判決確定で終結した解雇事件)

アミカケは解雇の種類を重複を示す

	総数 (事件数)	解雇の種類(複数回答)									
		整理解雇	懲戒解雇	普通解雇	解雇の種類(複数回答)				が労組法7条1号・4号	その他	無回答
					よる傷病・資格喪失等による労務提供不能	適格性の欠如	規律違反	信頼関係の喪失			
全体	43 100.0	5 11.6	19 44.2	17 39.5	1 2.3	7 16.3	5 11.6	3 7.0	2 4.7	3 7.0	0 0.0
解雇の種類 (複数回答)	整理解雇	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	懲戒解雇	19 100.0	0 0.0	19 100.0	1 5.3	0 0.0	1 5.3	0 0.0	0 0.0	1 5.3	0 0.0
	普通解雇	17 100.0	0 0.0	1 5.9	17 100.0	1 5.9	7 41.2	5 29.4	3 17.6	0 0.0	1 5.9
	傷病・資格喪失等による 労務提供不能	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	適格性の欠如	7 100.0	0 0.0	1 14.3	7 100.0	0 0.0	7 100.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 14.3
	規律違反	5 100.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	信頼関係の喪失	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	3 100.0	0 0.0	1 33.3
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
	その他	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	3 100.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：件数(解雇事件数)、下段：構成比(%)

注2 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数(事件数)と一致しない。

(2) 被解雇者の人数

1 解雇事件あたりの被解雇者の人数は次のとおりである。

ア 全体(第2-2-11図、第2-2-12表)

全体では、1 解雇事件あたりの被解雇者の人数が「1人」が **81.4%** (35件/43件)、「2人」が **9.3%** (4件/43件)、「3人以上」が **9.3%** (4件/43件) である。

イ 弁護士団体別(第2-2-12表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「1人」が **76.2%** (16件/21件)、「2人」が **9.5%** (2件/21件)、「3人以上」が **14.3%** (3件/21件) である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「1人」が**86.4%**（19件/22件）、「2人」が**9.1%**（2件/22件）、「3人以上」が**4.5%**（1件/22件）である。

ウ 解雇の種類別（第2-2-12表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「1人」が**80.0%**（4件/5件）、「3人以上」が**20.0%**（1件/5件）である。

懲戒解雇は「1人」が**84.2%**（16件/19件）、「2人」が**15.8%**（3件/19件）である。

普通解雇は「1人」が**82.4%**（14件/17件）、「2人」が**11.8%**（2件/17件）、「3人以上」が**5.9%**（1件/17件）である。

労組法7条1号・4号がらみの解雇は「1人」が**100.0%**（2件/2件）である。

その他は「1人」が**33.3%**（1件/3件）、「3人以上」が**66.7%**（2件/3件）である。

エ 平均値等

1 解雇事件あたりの被解雇者の人数について、平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体（第2-2-12表）

全体では、1 解雇事件あたりの被解雇者の人数は平均**1.77**人だが、最少**1**人から最多**12**人まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別（第2-2-12表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均**2.29**人だが、最少**1**人から最多**12**人まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均**1.27**人、最少**1**人、最多**5**人である。

(ウ) 解雇の種類別（第2-2-12表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は平均**1.80**人、最少**1**人、最多**5**人である。

懲戒解雇は平均**1.16**人、最少**1**人、最多**2**人である。

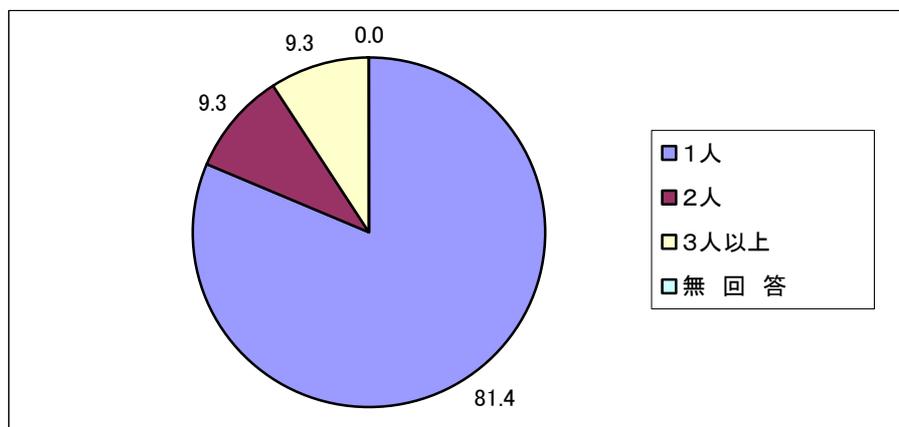
普通解雇は平均**1.29**人、最少**1**人、最多**4**人である。

労組法7条1号・4号がらみの解雇は、平均**1.00**人、最少**1**人、最多**1**人である。

その他は平均**8.33**人、最少**1**人、最多**12**人である。

無回答は該当する事件はない。

第2-2-11図 一解雇事件あたりの被解雇者数（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）
総数43件 単位：％



第2-2-12表 一解雇事件あたりの被解雇者数（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

	クロス集計(上段は件数、下段は%)					統計					
	総数 (事件数)	1人	2人	3人以上	無回答	平均 (人)	標準偏差	/変動係数 (平均)	最小値 (人)	最大値 (人)	
全体	43 100.0	35 81.4	4 9.3	4 9.3	0 0.0	1.77	2.39	1.35	1	12	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	21 100.0	16 76.2	2 9.5	3 14.3	0 0.0	2.29	3.22	1.41	1	12
	経営法曹会議所属弁護士	22 100.0	19 86.4	2 9.1	1 4.5	0 0.0	1.27	0.86	0.68	1	5
解雇の 種類別	整理解雇	5 100.0	4 80.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1.80	1.60	0.89	1	5
	懲戒解雇	19 100.0	16 84.2	3 15.8	0 0.0	0 0.0	1.16	0.36	0.31	1	2
	普通解雇	17 100.0	14 82.4	2 11.8	1 5.9	0 0.0	1.29	0.75	0.58	1	4
	傷病・資格喪失等による 労務提供不能	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.00	0.00	0.00	1	1
	適格性の欠如	7 100.0	6 85.7	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1.14	0.35	0.31	1	2
	規律違反	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1.20	0.40	0.33	1	2
	信頼関係の喪失	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	2.00	1.41	0.71	1	4
	無回答	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.00	0.00	0.00	1	1
	労組法7条1号・4号がら みの解雇	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.00	0.00	0.00	1	1
	その他	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0	8.33	5.19	0.62	1	12
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0	0	

注1 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

(3) 解雇から判決が出るまでの期間

解雇から判決が出るまでにかかった期間の長さは、次のとおりである。

ア 全体（第 2-2-13 図、第 2-2-14 表）

全体では、解雇から判決が出るまでにかかった期間の長さが「12 ヶ月以下」が 16.3%（7 件/43 件）、「13～24 ヶ月」が 51.2%（22 件/43 件）、「25～36 ヶ月」が 9.3%（4 件/43 件）、「37～48 ヶ月」が 9.3%（4 件/43 件）、「49 ヶ月以上」が 14.0%（6 件/43 件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-2-13 図、第 2-2-14 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「12 ヶ月以下」が 14.3%（3 件/21 件）、「13～24 ヶ月」が 42.9%（9 件/21 件）、「25～36 ヶ月」が 9.5%（2 件/21 件）、「37～48 ヶ月」が 19.0%（4 件/21 件）、「49 ヶ月以上」が 14.3%（3 件/21 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「12 ヶ月以下」が 18.2%（4 件/22 件）、「13～24 ヶ月」が 59.1%（13 件/22 件）、「25～36 ヶ月」が 9.1%（2 件/22 件）、「49 ヶ月以上」が 13.6%（3 件/22 件）である。

ウ 解雇の種類別（第 2-2-14 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「12 ヶ月以下」が 20.0%（1 件/5 件）、「13～24 ヶ月」が 40.0%（2 件/5 件）、「25～36 ヶ月」が 40.0%（2 件/5 件）である。

懲戒解雇は「12 ヶ月以下」が 21.1%（4 件/19 件）、「13～24 ヶ月」が 42.1%（8 件/19 件）、「25～36 ヶ月」が 5.3%（1 件/19 件）、「49 ヶ月以上」が 31.6%（6 件/19 件）である。

普通解雇は「12 ヶ月以下」が 11.8%（2 件/17 件）、「13～24 ヶ月」が 64.7%（11 件/17 件）、「25～36 ヶ月」が 5.9%（1 件/17 件）、「37～48 ヶ月」が 11.8%（2 件/17 件）、「49 ヶ月以上」が 5.9%（1 件/17 件）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は「13～24 ヶ月」が 100.0%（2 件/2 件）である。

その他は「13～24 ヶ月」が 33.3%（1 件/3 件）、「37～48 ヶ月」が 66.7%（2 件/3 件）である。

エ 平均値等

解雇から判決が出るまでにかかった期間の長さについて、平均値等をみると次のとおりである。

(7) 全体（第 2-2-14 表）

全体では、解雇から判決が出るまでにかかった期間の長さは平均 33.79 ヶ月だが、最短 6

ヶ月から最長 148 ヶ月まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別 (第 2-2-14 表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 35.86 ヶ月、最短 8 ヶ月、最長 142 ヶ月である。

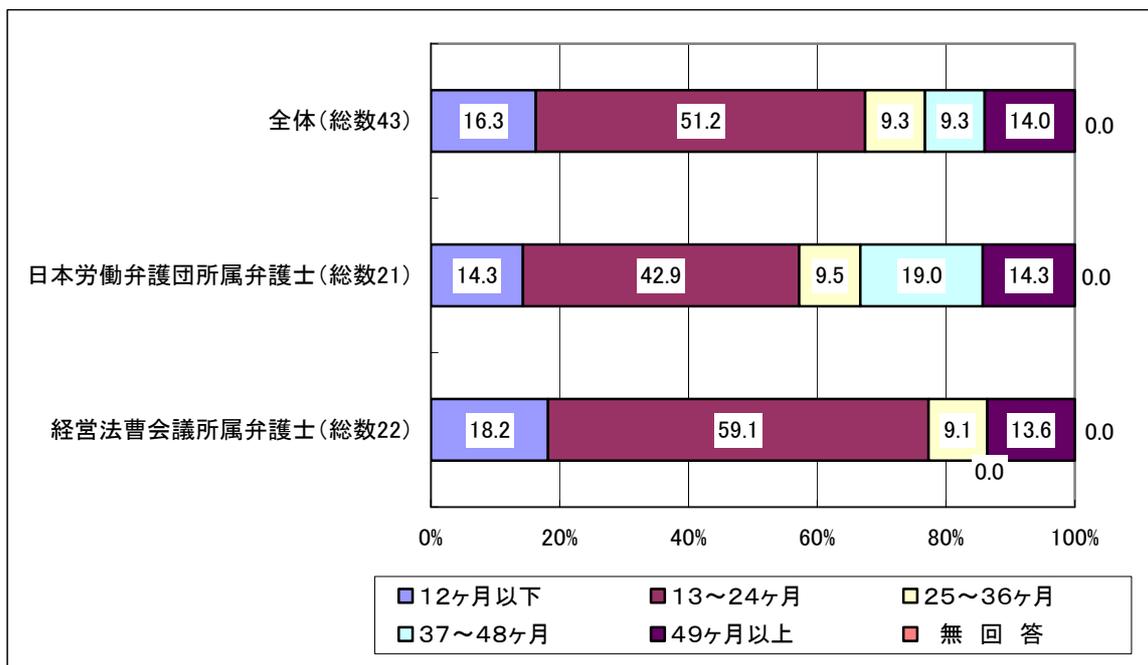
経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 31.81 ヶ月だが、最短 6 ヶ月から最長 148 ヶ月まで回答が分散している。

(ウ) 解雇の種類別 (第 2-2-14 表)

解雇の種類別にみると、整理解雇は平均 23.80 ヶ月、最短 12 ヶ月、最長 36 ヶ月である。懲戒解雇は平均 46.37 ヶ月だが、最短 6 ヶ月から最長 148 ヶ月まで回答が分散している。普通解雇は平均 23.76 ヶ月、最短 6 ヶ月、最長 60 ヶ月である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は平均 21.50 ヶ月、最短 21 ヶ月、最長 22 ヶ月である。その他の解雇は平均 35.33 ヶ月、最短 18 ヶ月、最長 44 ヶ月である。

第2-2-13図 解雇から判決が出るまでの期間の長さ (本案訴訟判決確定で終結した解雇事件)



第2-2-14表 解雇から判決が出るまでの期間の長さ（本案訴訟判決確定で終結した解雇事件）

	総数 (事件数)	クロス集計（上段は件数、下段は%）						統計					
		1 2 ヶ月 以下	1 3 ~ 2 4 ヶ月	2 5 ~ 3 6 ヶ月	3 7 ~ 4 8 ヶ月	4 9 ヶ月 以上	無 回 答	平均 (ヶ月)	標準 偏差	平均 変動 係数 (標準 偏差/)	最小 値 (ヶ月)	最大 値 (ヶ月)	
全体	43 100.0	7 16.3	22 51.2	4 9.3	4 9.3	6 14.0	0 0.0	33.79	33.86	1.00	6	148	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	21 100.0	3 14.3	9 42.9	2 9.5	4 19.0	3 14.3	0 0.0	35.86	32.87	0.92	8	142
	経営法曹会議所属弁護士	22 100.0	4 18.2	13 59.1	2 9.1	0 0.0	3 13.6	0 0.0	31.81	34.65	1.09	6	148
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	23.80	8.68	0.36	12	36
	懲戒解雇	19 100.0	4 21.1	8 42.1	1 5.3	0 0.0	6 31.6	0 0.0	46.37	46.32	1.00	6	148
	普通解雇	17 100.0	2 11.8	11 64.7	1 5.9	2 11.8	1 5.9	0 0.0	23.76	13.70	0.58	6	60
	傷病・資格喪失等による 労務提供不能	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	18.00	0.00	0.00	18	18
	適格性の欠如	7 100.0	1 14.3	4 57.1	1 14.3	0 0.0	1 14.3	0 0.0	23.57	16.99	0.72	6	60
	規律違反	5 100.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	31.60	10.46	0.33	22	48
	信頼関係の喪失	3 100.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15.00	2.45	0.16	12	18
	無回答	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	18.00	0.00	0.00	18	18
	労組法7条1号・4号がら みの解雇	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	21.50	0.50	0.02	21	22
	その他	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	35.33	12.26	0.35	18	44
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0	0	

注1 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

3 解雇の効力に関する判断の結果

(1) 解雇無効・有効判決の数（複数回答）

本案訴訟判決確定で終結した **43** 事件の解雇の効力に関する判断の結果は、次のとおりである。

ア 全体（第2-2-15図、第2-2-16表）

全体では、「解雇無効」が **60.5%**（26件/43件）、「解雇有効」が **39.5%**（17件/43件）である⁴。

⁴ この結果はあくまでも本調査の限られた回答者が回答した、**43** 事件の結論である。裁判所で争われた解雇事件において解雇が有効とされた判決・無効とされた判決の比率に関する全国的な統計はなく、適当な比較準拠がないことから、本調査における解雇有効・無効の比率が大きいか小さいかを評価することはできない。

イ 弁護士団体別（第 2-2-15 図、第 2-2-16 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「解雇無効」が **85.7%**（18 件/21 件）、「解雇有効」が **14.3%**（3 件/21 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「解雇無効」が **36.4%**（8 件/22 件）、「解雇有効」が **63.6%**（14 件/22 件）である。

ウ 解雇の種類別（第 2-2-16 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「解雇無効」が **60.0%**（3 件/5 件）、「解雇有効」が **40.0%**（2 件/5 件）である。

懲戒解雇は「解雇無効」が **52.6%**（10 件/19 件）、「解雇有効」が **47.4%**（9 件/19 件）である。

普通解雇は「解雇無効」が **64.7%**（11 件/17 件）、「解雇有効」が **35.3%**（6 件/17 件）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は「解雇無効」が **50.0%**（1 件/2 件）、「解雇有効」が **50.0%**（1 件/2 件）である。

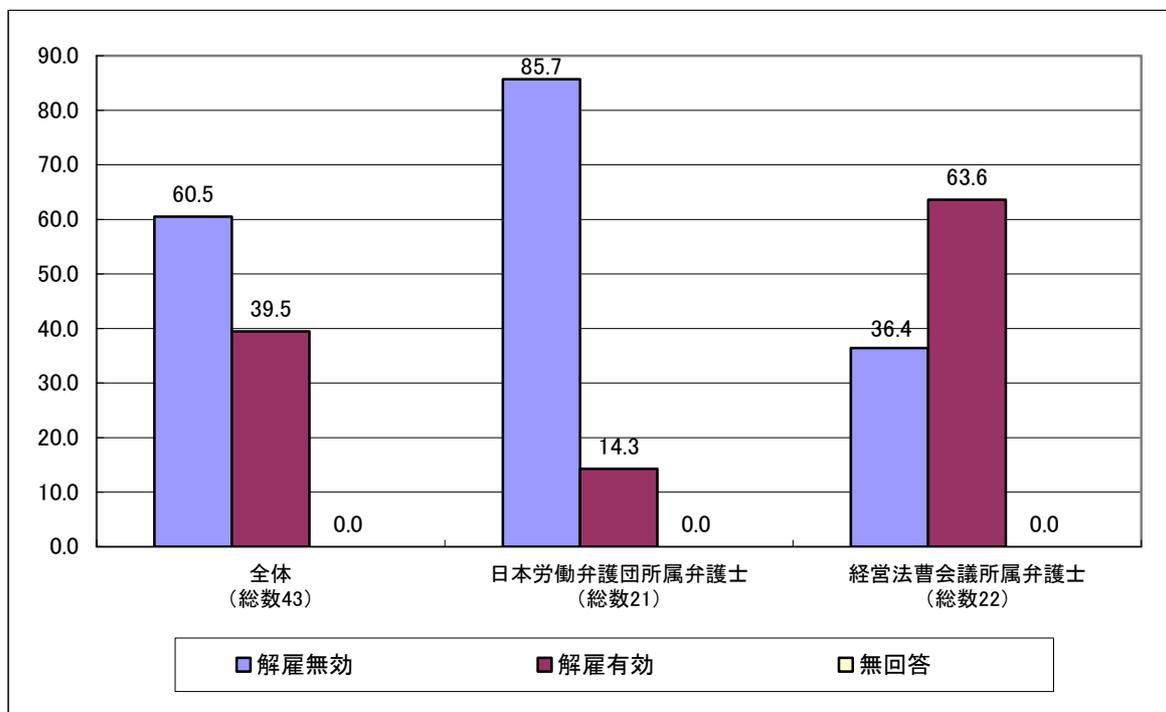
その他は「解雇無効」が **66.7%**（2 件/3 件）、「解雇有効」が **33.3%**（1 件/3 件）である。

第2-2-15図 解雇の有効性に関する判断の結果（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

<事件ベース>

複数回答

集計対象=43事件



注1 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

第2-2-16表 解雇の有効性に関する判断の結果（本案訴訟判決確定で終結した解雇事件）

<事件ベース>

複数回答

		総数 (事件数)	解雇無効	解雇有効	無回答
全体		43 100.0	26 60.5	17 39.5	0 0.0
士所属 団体弁別護	日本労働弁護団所属弁護士	21 100.0	18 85.7	3 14.3	0 0.0
	経営法曹会議所属弁護士	22 100.0	8 36.4	14 63.6	0 0.0
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	5 100.0	3 60.0	2 40.0	0 0.0
	懲戒解雇	19 100.0	10 52.6	9 47.4	0 0.0
	普通解雇	17 100.0	11 64.7	6 35.3	0 0.0
	傷病・資格喪失等による労務提供不能	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	適格性の欠如	7 100.0	3 42.9	4 57.1	0 0.0
	規律違反	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0
	信頼関係の喪失	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
	無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
	その他	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

注3 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

（2） 解雇無効・有効と判断された人数

次に、本案訴訟判決で解雇無効判決・有効判決が出された人数をみてみよう。

ア 全体（第2-2-17図、第2-2-18表）

全体では、「解雇無効」が**67.1%**（51人/76人）、「解雇有効」が**31.6%**（24人/76人）、無回答が**1.3%**（1人/76人）である。

イ 弁護士団体別（第2-2-17図、第2-2-18表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば、「解雇無効」が

89.6% (43人/48人)、「解雇有効」が8.3% (4人/48人)、無回答が2.1% (1人/48人)である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「解雇無効」が28.6% (8人/28人)、「解雇有効」が71.4% (20人/28人)である。

ウ 解雇の種類別 (第2-2-18表)

解雇の種類別にみると、整理解雇は「解雇無効」が33.3% (3人/9人)、「解雇有効」が66.7% (6人/9人)である。

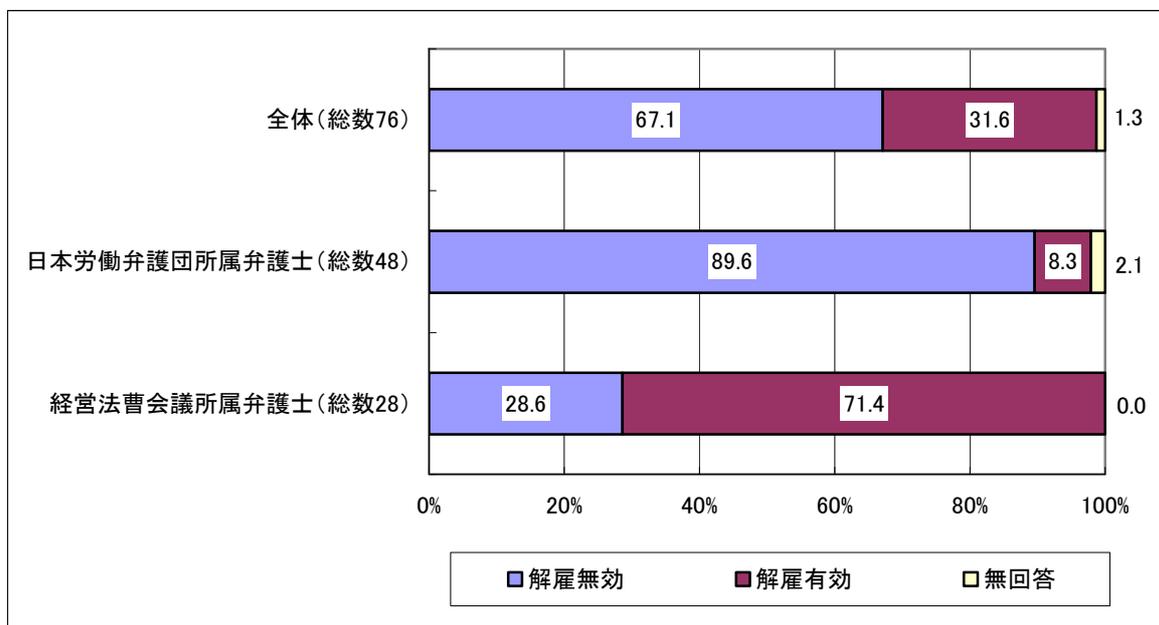
懲戒解雇は「解雇無効」が45.5% (10人/22人)、「解雇有効」が54.5% (12人/22人)である。

普通解雇は「解雇無効」が63.6% (14人/22人)、「解雇有効」が31.8% (7人/22人)、無回答が4.5% (1人/22人)である。

労組法7条1号・4号がらみの解雇は「解雇無効」が50.0% (1人/2人)、「解雇有効」が50.0% (1人/2人)である。

その他は「解雇無効」が96.0% (24人/25人)、「解雇有効」が4.0% (1人/25人)である。

第2-2-17図 解雇無効・有効判決が出された人数 (本案訴訟判決確定で終結した解雇事件)
<個人ベース>



第2-2-18表 解雇無効・有効判決が出された人数（本案訴訟判決確定で終結した解雇事件）

<個人ベース>

		総数 (人数)	解雇無効	解雇有効	無回答
全体		76 100.0	51 67.1	24 31.6	1 1.3
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	48 100.0	43 89.6	4 8.3	1 2.1
	経営法曹会議所属弁護士	28 100.0	8 28.6	20 71.4	0 0.0
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	9 100.0	3 33.3	6 66.7	0 0.0
	懲戒解雇	22 100.0	10 45.5	12 54.5	0 0.0
	普通解雇	22 100.0	14 63.6	7 31.8	1 4.5
	傷病・資格喪失等による労務提供不能	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	適格性の欠如	8 100.0	3 37.5	5 62.5	0 0.0
	規律違反	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0
	信頼関係の喪失	6 100.0	5 83.3	1 16.7	0 0.0
	無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
	その他	25 100.0	24 96.0	1 4.0	0 0.0
	無回答	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：人数、下段：構成比（%）

注2 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に人数を足しあげた数は総数（人数）と一致しない。

4 解雇無効判決後の復帰状況

(1) 解雇無効判決後の復帰状況（事件ベース）（複数回答）

解雇無効の判決が出された後の職場への復帰状況はどのようになっているのだろうか。まず、事件ベースでみてみよう。これは被解雇者各々に関する復帰状況ではなく事件ベースでの回答である。したがって、例えば同じ事件で解雇無効判決を得た人が**2**人おり、**1**人は復帰しなかったが**1**人は復帰して勤務を継続している場合は重複して計上される、複数回答を前提とした集計である点に注意されたい。

ア 全体（第 2-2-19 図、第 2-2-20 表）

全体では、解雇無効判決を得た人が 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **57.7%**（15 件/26 件）、1 人でも「一度復帰したが離職した」事件が **15.4%**（4 件/26 件）、1 人でも「復帰しなかった（即日退職を含む）」事件が **42.3%**（11 件/26 件）、「わからない」が **3.8%**（1 件/26 件）、無回答が **3.8%**（1 件/26 件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-2-20 表）。

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **66.7%**（12 件/18 件）、1 人でも「一度復帰したが離職した」事件が **22.2%**（4 件/18 件）、1 人でも「復帰しなかった（即日退職を含む）」事件が **44.4%**（8 件/18 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **37.5%**（3 件/8 件）、1 人でも「復帰しなかった（即日退職を含む）」事件が **37.5%**（3 件/8 件）、「わからない」が **12.5%**（1 件/8 件）、無回答が **12.5%**（1 件/8 件）である。

ウ 解雇の種類別（第 2-2-20 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **33.3%**（1 件/3 件）、1 人でも「復帰しなかった（即日退職を含む）」事件が **33.3%**（1 件/3 件）、「わからない」が **33.3%**（1 件/3 件）である。

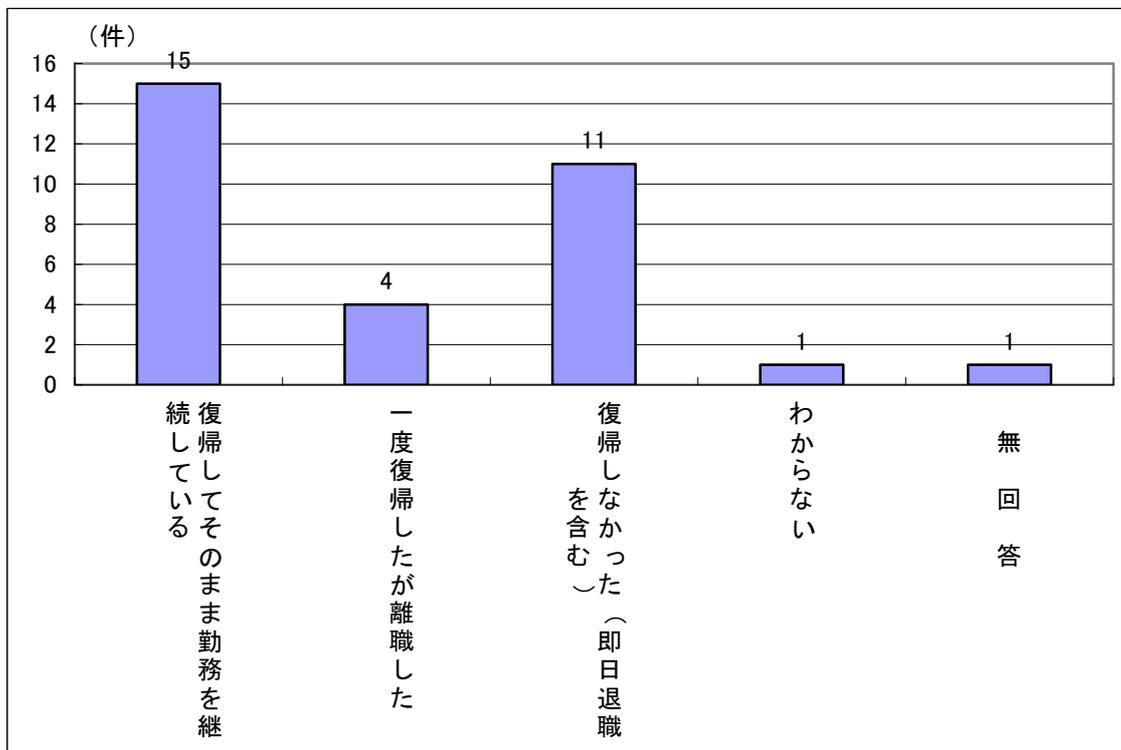
懲戒解雇は 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **50.0%**（5 件/10 件）、1 人でも「復帰しなかった（即日退職を含む）」事件が **50.0%**（5 件/10 件）である。

普通解雇は 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **63.6%**（7 件/11 件）、1 人でも「一度復帰したが離職した」事件が **18.2%**（2 件/11 件）、1 人でも「復帰しなかった（即日退職を含む）」事件が **27.3%**（3 件/11 件）、無回答が **9.1%**（1 件/11 件）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **100.0%**（1 件/1 件）である。

その他は 1 人でも「復帰してそのまま勤務を継続している」事件が **100.0%**（2 件/2 件）、1 人でも「一度復帰したが離職した」事件が **100.0%**（2 件/2 件）、1 人でも「復帰しなかった（即日退職を含む）」事件が **100.0%**（2 件/2 件）である。

第2-2-19図 解雇無効判決を得た事件の復職状況(複数回答) (本案訴訟判決確定で終結した解雇事件)
 <事件ベース> 複数回答 集計対象=26事件



注1 複数回答の場合、総数(事件数)は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

第2-2-20表 解雇無効判決を得た事件の復職状況(複数回答)(本案訴訟判決確定で終了した解雇事件)

<事件ベース>

複数回答

		総数 (事件数)	復職を 継続して そのま ま勤務	一 度復 帰し たが 離職	日復 職し なかつ た(即 退職 を含む)	わ か ら な い	無 回 答
全体		26 100.0	15 57.7	4 15.4	11 42.3	1 3.8	1 3.8
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	18 100.0	12 66.7	4 22.2	8 44.4	0 0.0	0 0.0
	経営法曹会議所属弁護士	8 100.0	3 37.5	0 0.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5
解雇 の種 類別 (複 数回 答)	整理解雇	3 100.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0
	懲戒解雇	10 100.0	5 50.0	0 0.0	5 50.0	0 0.0	0 0.0
	普通解雇	11 100.0	7 63.6	2 18.2	3 27.3	0 0.0	1 9.1
	傷病・資格喪失等による労務提供不能	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	適格性の欠如	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	規律違反	4 100.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0
	信頼関係の喪失	2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：件数(解雇事件数)、下段：構成比(%)

注2 複数回答の場合、総数(事件数)は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

注3 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数と一致しない。

(2) 解雇無効判決後の復職状況(個人ベース)

解雇無効の判決が出された後の職場への復職状況はどのようになっているのか、今度は事件ごとにはではなく、被解雇者個人ごとにみることにしよう。被解雇者が2人以上の事件でも個人ごとに復職状況を集計しているので、複数回答にはならない。

ア 全体(第2-2-21図、第2-2-22表)

全体では、解雇無効の判決が出された後の職場への復職状況が「復職してそのまま勤務を継続している」が41.2%(21人/51人)、「一度復職したが離職した」が13.7%(7人/51人)、

「復帰しなかった（即日退職を含む）」が **41.2%**（**21 人/51 人**）、「わからない」が **2.0%**（**1 人/51 人**）、無回答が **2.0%**（**1 人/51 人**）である。

イ 弁護士団体別（第 2-2-21 図、第 2-2-22 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「復帰してそのまま勤務を継続している」が **41.9%**（**18 人/43 人**）、「一度復帰したが離職した」が **16.3%**（**7 人/43 人**）、「復帰しなかった（即日退職を含む）」が **41.9%**（**18 人/43 人**）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「復帰してそのまま勤務を継続している」が **37.5%**（**3 人/8 人**）、「復帰しなかった（即日退職を含む）」が **37.5%**（**3 人/8 人**）、「わからない」が **12.5%**（**1 人/8 人**）、無回答が **12.5%**（**1 人/8 人**）である。

ウ 解雇の種類別（第 2-2-22 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「復帰してそのまま勤務を継続している」が **33.3%**（**1 人/3 人**）、「復帰しなかった（即日退職を含む）」が **33.3%**（**1 人/3 人**）、「わからない」が **33.3%**（**1 人/3 人**）である。

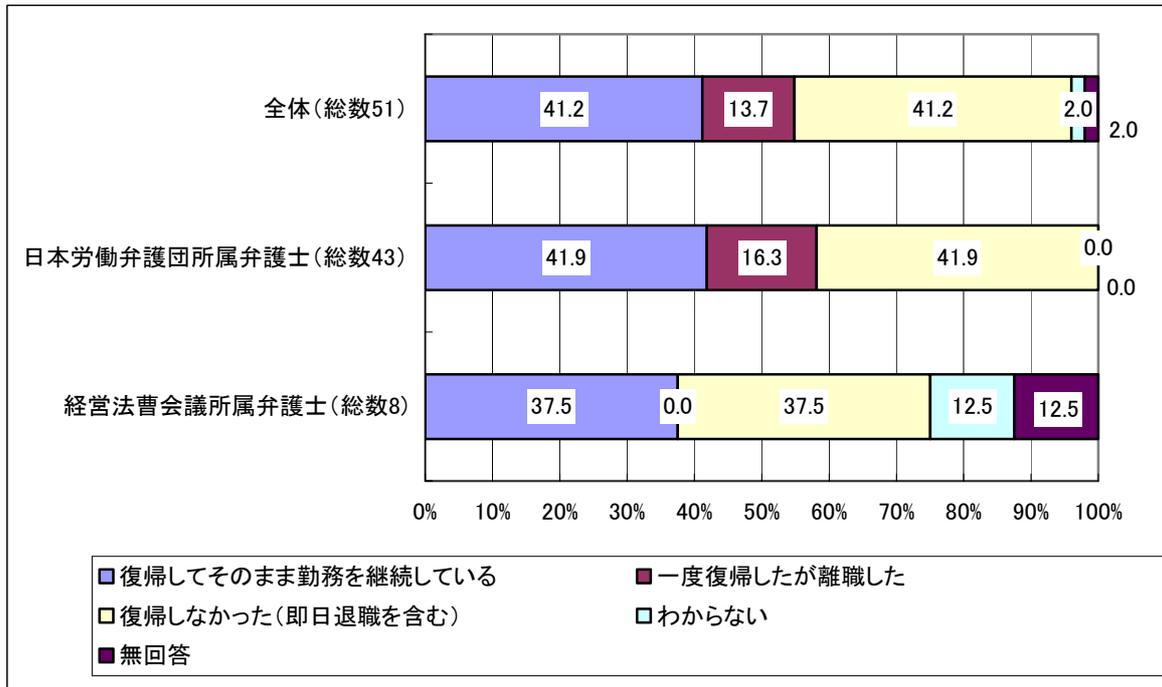
懲戒解雇は「復帰してそのまま勤務を継続している」が **50.0%**（**5 人/10 人**）、「復帰しなかった（即日退職を含む）」が **50.0%**（**5 人/10 人**）である。

普通解雇は「復帰してそのまま勤務を継続している」が **50.0%**（**7 人/14 人**）、「一度復帰したが離職した」が **21.4%**（**3 人/14 人**）、「復帰しなかった（即日退職を含む）」が **21.4%**（**3 人/14 人**）、無回答が **7.1%**（**1 人/14 人**）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は「復帰してそのまま勤務を継続している」が **100.0%**（**1 人/1 人**）である。

その他は「復帰してそのまま勤務を継続している」が **33.3%**（**8 人/24 人**）、「一度復帰したが離職した」が **16.7%**（**4 人/24 人**）、「復帰しなかった（即日退職を含む）」が **50.0%**（**12 人/24 人**）である。

第2-2-21図 解雇無効判決を得た人の復帰状況(本案訴訟判決確定で終結した解雇事件)
 <個人ベース>



第2-2-22表 解雇無効判決を得た人の復帰状況(本案訴訟判決確定で終結した解雇事件)

<個人ベース>

		総数 (人数)	復 務 を 継 続 し て そ の ま ま 勤 務 を 継 続 し て い る	一 度 復 帰 し た が 離 職 し た	復 帰 し な か つ た (日 退 職 を 含 む)	わ か ら な い	無 回 答
全体		51 100.0	21 41.2	7 13.7	21 41.2	1 2.0	1 2.0
士 所 団 属 体 別 判 護 士	日本労働弁護団所属弁護士	43 100.0	18 41.9	7 16.3	18 41.9	0 0.0	0 0.0
	経営法曹会議所属弁護士	8 100.0	3 37.5	0 0.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5
解 雇 の 種 類 別 (複 数 回 答)	整理解雇	3 100.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0
	懲戒解雇	10 100.0	5 50.0	0 0.0	5 50.0	0 0.0	0 0.0
	普通解雇	14 100.0	7 50.0	3 21.4	3 21.4	0 0.0	1 7.1
	傷病・資格喪失等による労務提供不能	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	適格性の欠如	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	規律違反	4 100.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0
	信頼関係の喪失	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	24 100.0	8 33.3	4 16.7	12 50.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：人数、下段：構成比（%）

注2 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に人数を足しあげた数は総数（人数）と一致しない。

(3) 在職期間（復帰してそのまま勤務を継続している場合）

「復帰してそのまま勤務を継続している」場合、どのくらい在職しているのだろうか。

ア 在職期間（復帰してそのまま勤務を継続している場合）（事件ベース）（複数回答）

まず、事件ベースでみてみよう。これは復帰した被解雇者各々に関する在職期間ではなく事件ベースでの回答である。したがって、例えば同じ事件で「復帰してそのまま勤務を継続している」人が2人おり、1人は「1ヶ月未満」で退職したが、もう1人は復帰して「6ヶ月以上」勤務を継続している場合は重複して計上される、複数回答を前提とした集計である点に注意されたい。

(7) 全体（第 2-2-23 表）

全体では、解雇無効判決を得た人が 1 人でも「1 ヶ月以上 6 ヶ月未満」勤務した事件が 6.7%（1 件/15 件）、1 人でも「6 ヶ月以上」勤務した事件が 80.0%（12 人/15 件）、1 人でも「わからない」事件が 6.7%（1 件/15 件）、無回答が 6.7%（1 件/15 件）である。

(4) 弁護士団体別（第 2-2-23 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば 1 人でも「1 ヶ月以上 6 ヶ月未満」勤務した事件が 8.3%（1 件/12 件）、1 人でも「6 ヶ月以上」勤務した事件が 75.0%（9 件/12 件）、1 人でも「わからない」事件が 8.3%（1 件/12 件）、無回答が 8.3%（1 件/12 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば 1 人でも「6 ヶ月以上」勤務した事件が 100.0%（3 件/3 件）である。

第2-2-23表 解雇無効判決を得て復帰してそのまま勤務を継続している場合の在職期間
（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

<事件ベース>

複数回答

		総 数 （ 事 件 ）	1 ヶ 月 未 満	6 ヶ 月 未 満 以 上	6 ヶ 月 以 上	わ か ら な い	無 回 答
全体		15 100.0	0 0.0	1 6.7	12 80.0	1 6.7	1 6.7
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	12 100.0	0 0.0	1 8.3	9 75.0	1 8.3	1 8.3
	経営法曹会議所属弁護士	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

イ 在職期間（復帰してそのまま勤務を継続している場合）（個人ベース）

次に個人ベースでみてみよう。復帰してそのまま勤務を継続している人が 2 人以上の事件でも個人ごとに復帰状況を集計しているので、複数回答にはならない。

(7) 全体（第 2-2-24 表）

全体では、復帰してそのまま勤務を継続している期間が「1 ヶ月以上 6 ヶ月未満」が 4.8%（1 人/21 人）、「6 ヶ月以上」が 85.7%（18 人/21 人）、「わからない」が 4.8%（1 人/21 人）、無回答が 4.8%（1 件/21 人）である。

(イ) 弁護士団体別（第 2-2-24 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「1ヶ月以上6ヶ月未満」が5.6%（1人/18人）、「6ヶ月以上」が83.3%（15人/18人）、「わからない」が5.6%（1人/18人）、無回答が5.6%（1件/18人）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「6ヶ月以上」が100.0%（3人/3人）である。

第2-2-24表 解雇無効判決を得て復帰してそのまま勤務を継続している場合の在職期間
（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

<個人ベース>

		総 数 （ 人 数 ）	1 ヶ 月 未 満	6 ヶ 月 未 満 以 上	6 ヶ 月 以 上	わ か ら な い	無 回 答
全体		21 100.0	0 0.0	1 4.8	18 85.7	1 4.8	1 4.8
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	18 100.0	0 0.0	1 5.6	15 83.3	1 5.6	1 5.6
	経営法曹会議所属弁護士	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：人数、下段：構成比（%）

(4) 在職期間（一度復帰したが離職した場合）

解雇無効判決を得た人が「一度復帰したが離職した」場合、どのくらい在職していたのだろうか。

ア 在職期間（一度復帰したが離職した場合）（事件ベース）（複数回答）

まず、事件ベースでみてみよう。これは「一度復帰したが離職した」被解雇者各々の在職期間ではなく事件ベースでの回答である。したがって、例えば同じ事件で「一度復帰したが離職した」人が2人おり、1人は「1ヶ月未満」で退職したが、もう1人は「6ヶ月以上」勤務して退職した場合は重複して計上される、複数回答を前提とした集計である点に注意されたい。

(7) 全体（第 2-2-25 表）

全体では、一度復帰したが離職した人が1人でも「1ヶ月未満」勤務した事件が25.0%（1件/4件）、1人でも「1ヶ月以上6ヶ月未満」勤務した事件が100.0%（4件/4件）、1人でも「6ヶ月以上」勤務した事件が50.0%（2件/4件）である。

(イ) 弁護士団体別（第 2-2-25 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば 1 人でも「1 ヶ月未満」勤務した事件が 25.0%（1 件/4 件）、1 人でも「1 ヶ月以上 6 ヶ月未満」勤務した事件が 100.0%（4 件/4 件）、1 人でも「6 ヶ月以上」勤務した事件が 50.0%（2 件/4 件）である。

経営法曹会議所属弁護士については該当する事件がない。

第2-2-25表 解雇無効判決を得て一度復帰したが離職した場合の在職期間
（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

<事件ベース>

		総 数 （ 事 件）	1 ヶ 月 未 満	6 ヶ 月 未 以 上	6 ヶ 月 以 上	わ か ら な い	複数回答
							無 回 答
全体		4 100.0	1 25.0	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	4 100.0	1 25.0	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
	経営法曹会議所属弁護士	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

イ 在職期間（一度復帰したが離職した場合）（個人ベース）

次に個人ベースでみてみよう。「一度復帰したが離職した」人が 2 人以上の事件でも個人ごとに在職期間を集計しているため、複数回答にはならない。

(7) 全体（第 2-2-26 表）

全体では、一度復帰したが離職した場合の在職期間が「1 ヶ月未満」が 14.3%（1 人/7 人）、「1 ヶ月以上 6 ヶ月未満」が 57.1%（4 人/7 人）、「6 ヶ月以上」勤務した人が 28.6%（2 人/7 人）である。

(イ) 弁護士団体別（第 2-2-26 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「1 ヶ月未満」が 14.3%（1 人/7 人）、「1 ヶ月以上 6 ヶ月未満」が 57.1%（4 人/7 人）、「6 ヶ月以上」が 28.6%（2 人/7 人）である。

経営法曹会議所属弁護士については該当する被解雇者がいない。

第2-2-26表 解雇無効判決を得て一度復帰したが離職した場合の在職期間
(本案訴訟判決確定で終結した解雇事件)

<個人ベース>

		総 数 (人 数)	1 ヶ 月 未 満	6 ヶ 月 未 満 以 上	6 ヶ 月 以 上	わ か ら な い	無 回 答
全体		7 100.0	1 14.3	4 57.1	2 28.6	0 0.0	0 0.0
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	7 100.0	1 14.3	4 57.1	2 28.6	0 0.0	0 0.0
	経営法曹会議所属弁護士	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：人数、下段：構成比（%）

5 解決金

(1) 解決金の支払の有無

解雇無効判決後「一度復帰したが離職した」場合や「復帰しなかった（即日退職を含む）」場合に、離職にあたり、通常支払われる退職金以外にいわゆる解決金の支払はあったのか。

なお、この解決金は解雇が無効とされたことによる過去の賃金の支払を含むものである。過去の賃金は、本来、解雇が無効とされれば当然支払われ、また、解雇から判決までの期間によって額が自動的に決定されるはずのものであるので、解決金の実態調査としては過去の賃金を除いた金額がどのように決定され、支払われているかを尋ねることがより適切ともいえるが、実際には過去の賃金に対応する額とそれ以外の額は明確に区分されない場合も多く、区別して調査することはできない。

ア 解決金の支払の有無（事件ベース）（複数回答）

まず、事件ベースでみてみよう。これは「一度復帰したが離職した」または「復帰しなかった（即日退職を含む）」人各々に対する解決金の支払の有無ではなく、事件ベースでの回答である。したがって、例えば同じ事件で「一度復帰したが離職した」または「復帰しなかった（即日退職を含む）」人が2人おり、1人は解決金の支払を受けたが、もう1人は解決金の支払を受けなかった場合は重複して計上される、複数回答を前提とした集計である点に注意されたい。

(7) 全体（第2-2-27表）

全体では、「一度復帰したが離職した」または「復帰しなかった（即日退職を含む）」人に対して1人でも解決金の支払が「あった」事件が75.0%（9件/12件）、1人でも解決金の支払が「なかった」人を含む事件が25.0%（3件/12件）である。

(イ) 弁護士団体別（第 2-2-27 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば 1 人でも解決金の支払が「あった」事件が **66.7%**（6 件/9 件）、1 人でも解決金の支払が「なかった」人を含む事件が **33.3%**（3 件/9 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば 1 人でも解決金の支払が「あった」事件が **100.0%**（3 件/3 件）である。

(ウ) 解雇の種類別（第 2-2-27 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は 1 人でも解決金の支払が「あった」事件が **100.0%**（1 件/1 件）である。

懲戒解雇は 1 人でも解決金の支払が「あった」事件が **80.0%**（4 件/5 件）、1 人でも解決金の支払が「なかった」人を含む事件が **20.0%**（1 件/5 件）である。

普通解雇は 1 人でも解決金の支払が「あった」事件が **50.0%**（2 件/4 件）、1 人でも解決金の支払が「なかった」人を含む事件が **50.0%**（2 件/2 件）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は該当する事件はない。

その他は 1 人でも解決金の支払が「あった」事件が **100.0%**（2 件/2 件）である。

第2-2-27表 解雇無効判決後「一度復帰したが離職した」または「復帰しなかった（即日退職を含む）
場合における解決金の支払状況
（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

<事件ベース>

複数回答

		総 数 （ 事 件	あ っ た	な か っ た	わ か ら な い	無 回 答	
全体		12 100.0	9 75.0	3 25.0	0 0.0	0 0.0	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	9 100.0	6 66.7	3 33.3	0 0.0	0 0.0	
	経営法曹会議所属弁護士	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
解雇の 種類別 （複数 回答）	整理解雇	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	懲戒解雇	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	
	普通解雇	傷病・資格喪失等による労務提供 不能	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		適格性の欠如	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
		規律違反	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
		信頼関係の喪失	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		労組法7条1号・4号がらみの解雇	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		その他	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

注3 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

注4 第2-2-20表で「一度復帰したが離職した」は4件、「復帰しなかった（即日退職を含む）」は11件であるが、両方に該当するケースがあるため、本表における総数は12件となる。

イ 解決金の支払の有無（個人ベース）（複数回答）

次に個人ベースでみてみよう。「一度復帰したが離職した」または「復帰しなかった（即日退職を含む）」人が2人以上の事件でも、個人ごとに解決金の支払の有無を集計しているので、複数回答にはならない。

(7) 全体（第 2-2-28 表）

全体では「一度復帰したが離職した」または「復帰しなかった（即日退職を含む）」人に対する解決金の支払が「あった」が **89.3%**（25 人/28 人）、「なかった」が **10.7%**（3 人/28 人）である。

(イ) 弁護士団体別（第 2-2-28 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「あった」が **88.0%**（22 人/25 人）、「なかった」が **12.0%**（3 人/25 人）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「あった」が **100.0%**（3 人/3 人）である。

(ウ) 解雇の種類別（第 2-2-28 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「あった」が **100.0%**（1 人/1 人）である。

懲戒解雇は「あった」が **80.0%**（4 人/5 人）、「なかった」が **20.0%**（1 人/5 人）である。

普通解雇は「あった」が **66.7%**（4 人/6 人）、「なかった」が **33.3%**（2 人/6 人）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は該当する被解雇者はいない。

その他は「あった」が **100.0%**（16 人/16 人）である。

第2-2-28表 解雇無効判決後「一度復帰したが離職した」または「復帰しなかった（即日退職を含む）」
 場合における解決金の支払状況
 （本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

<個人ベース>

		総数 (人数)	あ っ た	な か っ た	わ か ら な い	無 回 答
全体		28 100.0	25 89.3	3 10.7	0 0.0	0 0.0
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	25 100.0	22 88.0	3 12.0	0 0.0	0 0.0
	経営法曹会議所属弁護士	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	懲戒解雇	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
	普通解雇	6 100.0	4 66.7	2 33.3	0 0.0	0 0.0
	傷病・資格喪失等による労務提供 不能	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	適格性の欠如	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	規律違反	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	信頼関係の喪失	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	16 100.0	16 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：人数、下段：構成比（%）

（2） 解決金の1人あたりの賃金月数

解決金の支払があった場合、それは賃金何ヶ月分なのだろうか。解決金の支払を受けた者が2人以上いた場合、各々が受け取る解決金の額は異なるであろうが、調査票では1人あたりの賃金月数と金額とを尋ねた。

ア 全体（第2-2-29表）

全体では、解決金の1人あたりの賃金月数が「6ヶ月分以下」が22.2%（2件/9件）、「7～12ヶ月分」が11.1%（1件/9件）、「19～24ヶ月分」が33.3%（3件/9件）、「25～60ヶ月分」が22.2%（2件/9件）、「121ヶ月分以上」が11.1%（1件/9件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-2-29 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「6 ヶ月分以下」が 16.7%（1 件/6 件）、「19～24 ヶ月分」が 33.3%（2 件/6 件）、「25～60 ヶ月分」が 33.3%（2 件/6 件）、「121 ヶ月分以上」が 16.7%（1 件/6 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「6 ヶ月分以下」が 33.3%（1 件/3 件）、「7～12 ヶ月分」が 33.3%（1 件/3 件）、「19～24 ヶ月分」が 33.3%（1 件/3 件）である。

ウ 解雇から判決までの月数別（第 2-2-29 表）

解雇から判決までの月数別にみると、解雇から判決までの月数が 6 ヶ月以下の事案では該当する事件はない。

解雇から判決までの月数が 7～12 ヶ月の事案では「6 ヶ月分以下」が 66.7%（2 件/3 件）、「19～24 ヶ月分」が 33.3%（1 件/3 件）である。

解雇から判決までの月数が 13～18 ヶ月の事案では「19～24 ヶ月分」が 100.0%（1 件/1 件）である。

解雇から判決までの月数が 19～24 ヶ月の事案では「7～12 ヶ月分」が 50.0%（1 件/2 件）、「19～24 ヶ月分」が 50.0%（1 件/2 件）である。

解雇から判決までの月数が 25～60 ヶ月の事案では「25～60 ヶ月分」が 100.0%（2 件/2 件）である。

解雇から判決までの月数が 61～120 ヶ月の事案では該当する事件はない。

解雇から判決までの月数が 121 ヶ月以上の事案では「121 ヶ月分以上」が 100.0%（1 件/1 件）である。

エ 平均値等

解決金の 1 人あたりの賃金月数の平均値等をみると次のとおりである。

(7) 全体（第 2-2-29 表）

全体では、解決金の 1 人あたりの賃金月数は平均 43.67 ヶ月分だが、最低 2 ヶ月分から最高 202 ヶ月分まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別（第 2-2-29 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 59.50 ヶ月分だが、最低 3 ヶ月分から最高 202 ヶ月分まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 12.00 ヶ月分、最低 2 ヶ月分、最高 24 ヶ月分である。

(ウ) 解雇から判決までの月数別（第 2-2-29 表）

解雇から判決までの月数が **6** ヶ月以下の事案では該当する事件はない。

解雇から判決までの月数が **7～12** ヶ月の事案では平均 **9.67** ヶ月分だが、最低 **2** ヶ月分から最高 **24** ヶ月分まで回答が分散している。

解雇から判決までの月数が **13～18** ヶ月の事案では平均 **20.00** ヶ月分、最低 **20** ヶ月分、最高 **20** ヶ月分である。

解雇から判決までの月数が **19～24** ヶ月の事案では平均 **17.00** ヶ月分、最低 **10** ヶ月分、最高 **24** ヶ月分である。

解雇から判決までの月数が **25～60** ヶ月の事案では平均 **54.00** ヶ月分、最低 **54** ヶ月分、最高 **54** ヶ月分である。

解雇から判決までの月数が **61～120** ヶ月の事案では該当する事件はない。

解雇から判決までの月数が **121** ヶ月以上の事案では平均 **202.00** ヶ月分、最低 **202** ヶ月分、最高 **202** ヶ月分である。

第2-2-29表 解決金は1人あたり賃金何ヶ月分か（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

アミカケは解雇から判決までの月数レンジと解決金の賃金月数レンジとの一致点である。

	総数 (事件数)	クロス集計（上段は件数、下段は%）								統計					
		6ヶ月分以下	7ヶ月分	1ヶ月分	1ヶ月分	2ヶ月分	2ヶ月分	6ヶ月分	1ヶ月分	無回答	平均（ヶ月分）	標準偏差	平均変動係数（標準偏差/平均）	最小値（ヶ月分）	最大値（ヶ月分）
全体	9 100.0	2 22.2	1 11.1	0 0.0	3 33.3	2 22.2	0 0.0	1 11.1	0 0.0	43.67	62.39	1.43	2	202	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護 団所属弁護士	6 100.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3	2 33.3	0 0.0	1 16.7	0 0.0	59.50	66.31	1.11	3	202
	経営法曹会議 所属弁護士	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	12.00	9.09	0.76	2	24	
解雇から判決までの月数	6ヶ月以下	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0	0	
	7～12ヶ月	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9.67	12.42	1.28	2	24	
	13～18ヶ月	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	20.00	0.00	0.00	20	20	
	19～24ヶ月	2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17.00	9.90	0.58	10	24	
	25～60ヶ月	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	54.00	0.00	0.00	54	54	
	61～120ヶ月	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0	0	
	121ヶ月以上	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	202.00	0.00	0.00	202	202	
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0	0	

（3） 解決金の賃金月数と解雇から判決までの月数との差

前述のとおり、本調査における「解決金」には過去の賃金分を含んでいる。そこで、解決金の賃金月数と解雇から判決までの月数との差を、[1人あたりの解決金の賃金月数]－[解雇から判決までの月数]で算出した。これは、解決金のうち過去の賃金分以外の部分がどの程度かを概ね示しているといえる。

ア 全体（第2-2-30表）

全体では、解決金の賃金月数と解雇から判決までの月数との差が「0ヶ月分以下」が**33.3%**（3件/9件）、「1～6ヶ月分」が**22.2%**（2件/9件）、「7～12ヶ月分」が**33.3%**（3件/9件）、「25～60ヶ月分」が**11.1%**（1件/9件）である。

「0ヶ月分以下」とは、解雇が無効とされたことによる過去の賃金だけが全額または一部支払われているが、それ以外のもは支払われていないことを意味する。過去の賃金以外の和解金・解決金の構成要素としては、将来分の賃金、裁判費用、解雇撤回のための運動の費用等が挙げられる（詳しくは第3章の各事例における和解の内容の部分を参照されたい）。

イ 弁護士団体別（第 2-2-30 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「0 ヶ月分以下」が 16.7%（1 件/6 件）、「1～6 ヶ月分」が 16.7%（1 件/6 件）、「7～12 ヶ月分」が 50.0%（3 件/6 件）、「25～60 ヶ月分」が 16.7%（1 件/6 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「0 ヶ月分以下」が 66.7%（2 件/3 件）、「1～6 ヶ月分」が 33.3%（1 件/3 件）である。

ウ 平均値等

解決金の貸金月数と解雇から判決までの月数との差の平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体（第 2-2-30 表）

全体では、解決金の貸金月数と解雇から判決までの月数との差は平均 8.11 ヶ月だが、最低マイナス 12 ヶ月から最高 60 ヶ月まで回答が分散している。

(i) 弁護士団体別（第 2-2-30 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 15.00 ヶ月だが、最低マイナス 7 ヶ月から最高 60 ヶ月まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均マイナス 5.67 ヶ月だが、最低マイナス 12 ヶ月から最高 5 ヶ月まで回答が分散している。

第2-2-30表 1人あたりの解決金の貸金月数と解雇から判決までの月数との差

（本案訴訟判決確定で終結した解雇事件）

（1人あたりの解決金の貸金月数）－（解雇から判決までの月数）

	総数 （事件数）	クロス集計（上段は件数、下段は%）										統計				
		0 ヶ 月 分 以 下	1 ～ 6 ヶ 月 分	7 ～ 12 ヶ 月 分	13 ～ 18 ヶ 月 分	19 ～ 24 ヶ 月 分	25 ～ 30 ヶ 月 分	31 ～ 36 ヶ 月 分	37 ～ 42 ヶ 月 分	43 ～ 48 ヶ 月 分	49 ～ 54 ヶ 月 分	無 回 答	平均 値 （ヶ 月 分）	標 準 偏 差	変 動 係 数 （標 準 偏 差 / 平均）	最 小 値 （ヶ 月 分）
全体	9 100.0	3 33.3	2 22.2	3 33.3	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8.11	20.26	2.50	-12	60
士所 団属 体弁 別護	6 100.0	1 16.7	1 16.7	3 50.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15.00	23.10	1.54	-7	60
士所 団属 体弁 別護	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	-5.67	9.29	1.64	-12	5

(4) 1人あたりの金額

次に、1人あたりの解決金の金額をみてみよう。

ア 全体 (第 2-2-31 表)

全体では、1人あたりの解決金の金額が「100万円未満」が11.1% (1件/9件)、「100～200万円未満」が11.1% (1件/9件)、「300～400万円未満」が11.1% (1件/9件)、「400～500万円未満」が11.1% (1件/9件)、「1000～2000万円未満」が11.1% (1件/9件)、「2000～3000万円未満」が22.2% (2件/9件)、「5000万円～1億円未満」が11.1% (1件/9件)、無回答が11.1% (1件/9件)である。

イ 弁護士団体別 (第 2-2-31 表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「100～200万円未満」が16.7% (1件/6件)、「400～500万円未満」が16.7% (1件/6件)、「2000～3000万円未満」が33.3% (2件/6件)、「5000万円～1億円未満」が16.7% (1件/6件)、無回答が16.7% (1件/6件)である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「100万円未満」が33.3% (1件/3件)、「300～400万円未満」が33.3% (1件/3件)、「1000～2000万円未満」が33.3% (1件/3件)である。

ウ 平均値等

1人あたりの解決金の金額の平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体 (第 2-2-31 表)

全体では、1人あたりの解決金の金額は平均1659万3800円だが、最低65万円から最高5670万円まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別 (第 2-2-31 表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均2382万円、最低100万円、最高5670万円である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均455万円、最低65万円、最高1000万円である。

第2-2-31表 解決金の1人あたりの金額（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

	総数 (事件数)	クロス集計（上段は件数、下段は%）													統計				
		100万円未満	100万円～1万円未満	100万円～2万円未満	100万円～3万円未満	100万円～4万円未満	100万円～5万円未満	100万円～1万円未満	100万円～2万円未満	100万円～3万円未満	100万円～4万円未満	100万円～5万円未満	1億円以上	無回答	平均値 (万円)	標準偏差	変動係数 (平均) / (標準偏差)	最小値 (万円)	最大値 (万円)
全体	9 100.0	1 11.1	1 11.1	0 0.0	1 11.1	1 11.1	0 0.0	1 11.1	2 22.2	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	1 11.1	1,659.38	1,866.10	1.12	65	5,670
士所 団属 体弁 別護	6 100.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	1 16.7	2,382.00	2,021.04	0.85	100	5,670
経営法曹会 議所属弁 護士	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	455.00	397.14	0.87	65	1,000						

(5) 1人あたりの金額（解決金の賃金月数と解雇から判決までの月数との差がプラスのケースのみ）

過去の賃金以外に支払われる解決金の1人あたりの金額をみるために、今度は解決金の月数と解雇から判決までの月数との差がプラスのケースに限定してみよう。

ア 全体（第2-2-32表）

全体では、1人あたりの解決金の金額が「400～500万円未満」が20.0%（1件/5件）、「1000～2000万円未満」が20.0%（1件/5件）、「2000～3000万円未満」が40.0%（2件/5件）、「5000万円～1億円未満」が20.0%（1件/5件）である。

イ 弁護士団体別（第2-2-32表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「400～500万円未満」が25.0%（1件/4件）、「2000～3000万円未満」が50.0%（2件/4件）、「5000万円～1億円未満」が25.0%（1件/4件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「1000～2000万円未満」が100.0%（1件/1件）である。

ウ 平均値等

1人あたりの解決金の金額の平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体（第2-2-32表）

全体では、1人あたりの解決金の金額が平均2562万円、最低400万円、最高5670万円である。

(イ) 弁護士団体別（第 2-2-32 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 2952 万 5000 円、最低 400 万円、最高 5670 万円である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 1000 万円、最低 1000 万円、最高 1000 万円である。

第2-2-32表 解決金の1人あたりの金額（本案訴訟判決確定で終了した解雇事件）

<1人あたりの解決金月数－解雇から判決までの月数がプラスのケースのみ>

	総数 (事件数)	クロス集計（上段は件数、下段は%）													統計				
		1 0 0 万円 未満	満1 0 0 万円 未 満	満2 0 0 万円 未 満	満3 0 0 万円 未 満	満4 0 0 万円 未 満	未5 満0 0 万円 未 満	円1 未0 0 万円 未 満	円2 未0 0 万円 未 満	円3 未0 0 万円 未 満	円4 未0 0 万円 未 満	未5 満0 0 万円 未 満	1 億 円 以 上	無 回 答	平均 値 (万 円)	標 準 偏 差	平 均 変 動 係 数 (標 準 偏 差 /)	最 小 値 (万 円)	最 大 値 (万 円)
全体	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	2,562.00	2,059.34	0.80	400	5,670	
士 所 属 団 体 別 護 士	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	2,952.50	2,153.58	0.73	400	5,670		
日本労働弁護団所属弁護士	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1,000.00	0.00	0.00	1,000	1,000		
経営法曹会議所属弁護士	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1,000.00	0.00	0.00	1,000	1,000		

(6) 賃金月額

1ヶ月あたりの賃金月額を、[1人あたりの解決金の金額]÷[1人あたりの解決金の賃金月数]で算出したところ、次のとおりになった。

ア 全体（第 2-2-33 表）

全体では、1ヶ月あたりの賃金月額が「20～30 万円未満」が 22.2%（2 件/9 件）、「30～40 万円未満」が 33.3%（3 件/9 件）、「40 万円以上」が 33.3%（3 件/9 件）、無回答が 11.1%（1 件/9 件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-2-33 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「20～30 万円未満」が 33.3%（2 件/6 件）、「30～40 万円未満」が 16.7%（1 件/6 件）、「40 万円以上」が 33.3%（2 件/6 件）、無回答が 16.7%（1 件/6 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「30～40 万円未満」が 66.7%（2 件/3 件）、「40 万円以上」が 33.3%（1 件/3 件）である。

ウ 平均値等

1ヶ月あたりの賃金月額平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体

全体では、1ヶ月あたりの賃金月額は平均**36万4800円**、最低**20万円**、最高**53万1500円**である。

(イ) 弁護士団体別

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均**37万5300円**、最低**20万円**、最高**53万1500円**である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均**34万7200円**、最低**30万円**、最高**41万6700円**である。

第2-2-33表 賃金月額（本案訴訟判決確定で終結した解雇事件）

（解決金の金額） / （解決金の賃金月数）で算出

	総数 （事件数）	単純集計（上段は件数、下段は%）						統計				
		1 0 万円 未 満	1 0 0 万円 未 満	2 0 0 万円 未 満	3 0 0 万円 未 満	4 0 0 万円 以 上	無 回 答	平均 値 （万 円）	標 準 偏 差	/ 変 動 係 数 （標 準 偏 差）	最 小 値 （万 円）	最 大 値 （万 円）
全体	9 100.0	0 0.0	0 0.0	2 22.2	3 33.3	3 33.3	1 11.1	36.48	11.91	0.33	20.00	53.15
士所 団属 体弁 別護	6 100.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	1 16.7	37.53	15.02	0.40	20.00	53.15
経営法曹 会議所属 弁護士	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	34.72	6.14	0.18	30.00	41.67

第3節 本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件

第2節では本案訴訟判決確定で終結した解雇事件について述べた。この節では本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件についてみていく。

1 本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の有無と事件数

(1) 本案訴訟の判決確定で終結した解雇事件の有無

調査票の問11では、単独または弁護団の代表として裁判所で係争していた解雇事件で、過去3年間に本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件があったかどうかを下記の文言で

尋ねている。

問 11 先生が単独または弁護団の代表（主任弁護士）として裁判所で係争していた解雇事件で、過去3年間（2001年1月1日から2003年12月31日まで）に本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件はありますか（○は1つだけ）。

1 一件もない
2 ある（ ）件

結果は次のとおりである。

ア 全体（第 2-3-1 図、第 2-3-2 表）

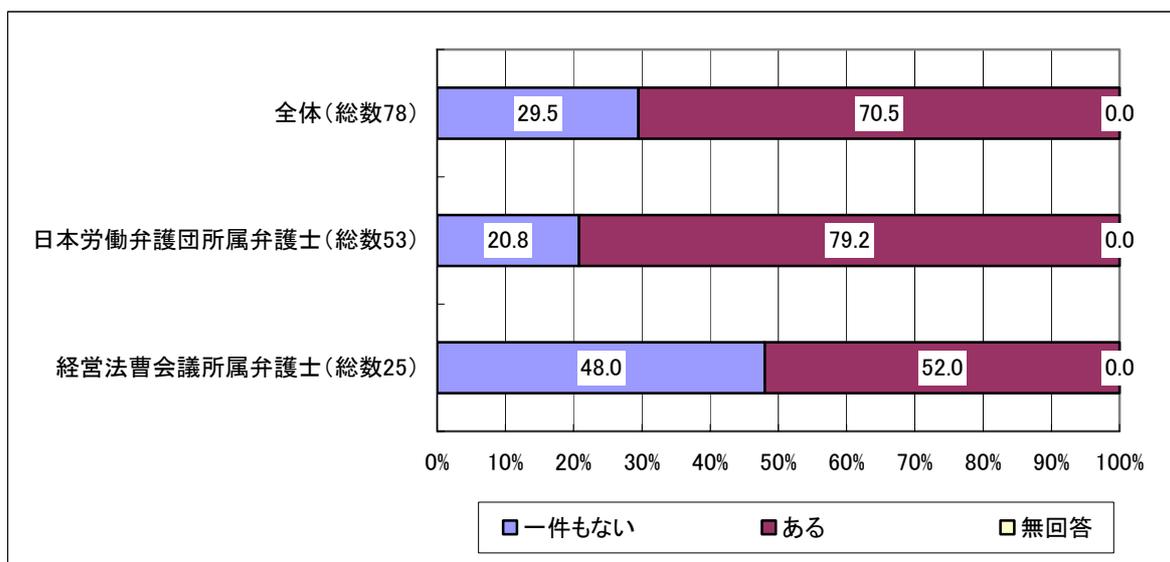
全体では、過去3年間に本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件が「一件もない」が 29.5%（23人/78人）、「ある」が 70.5%（55人/78人）である。

イ 弁護士団体別（第 2-3-1 図、第 2-3-2 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「一件もない」が 20.8%（11人/53人）、「ある」が 79.2%（42人/53人）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「一件もない」が 48.0%（12人/25人）、「ある」が 52.0%（13人/25人）である。

第2-3-1図 本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の有無



第2-3-2表 本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の有無

		総数 (人数)	一件もない	ある	無回答
全体		78 100.0	23 29.5	55 70.5	0 0.0
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属 弁護士	53 100.0	11 20.8	42 79.2	0 0.0
	経営法曹会議所属弁 護士	25 100.0	12 48.0	13 52.0	0 0.0

注1 上段：人数、下段：構成比（％）

（２） 本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件の数

上記（１）アのとおり、回答者全体のうち、過去**３**年間に本案訴訟の判決確定以外で終結した担当解雇事件があったと回答した者は**５５**人であった。この**５５**人に、そのような解雇事件の総数を尋ねた結果は次のとおりである。

ア 全体（第2-3-3図、第2-3-4表）

全体では、過去**３**年間に本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の総数が「**１**件」が**38.2%**（**21**人/**55**人）、「**２**件」が**27.3%**（**15**人/**55**人）、「**３**件」が**7.3%**（**4**人/**55**人）、「**４**件」が**10.9%**（**6**人/**55**人）、「**５**件以上」が**16.4%**（**9**人/**55**人）である。

イ 弁護士団体別（第2-3-3図、第2-3-4表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「**１**件」が**40.5%**（**17**人/**42**人）、「**２**件」が**26.2%**（**11**人/**42**人）、「**３**件」が**4.8%**（**2**人/**42**人）、「**４**件」が**9.5%**（**4**人/**42**人）、「**５**件以上」が**19.0%**（**8**人/**42**人）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「**１**件」が**30.8%**（**4**人/**13**人）、「**２**件」が**30.8%**（**4**人/**13**人）、「**３**件」が**15.4%**（**2**人/**13**人）、「**４**件」が**15.4%**（**2**人/**13**人）、「**５**件以上」が**7.7%**（**1**人/**13**人）である。

ウ 平均値等

１人あたりの過去**３**年間に本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の総数について、弁護士１人あたりの平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体（第2-3-4表）

全体では、弁護士１人あたりの過去**３**年間に本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件

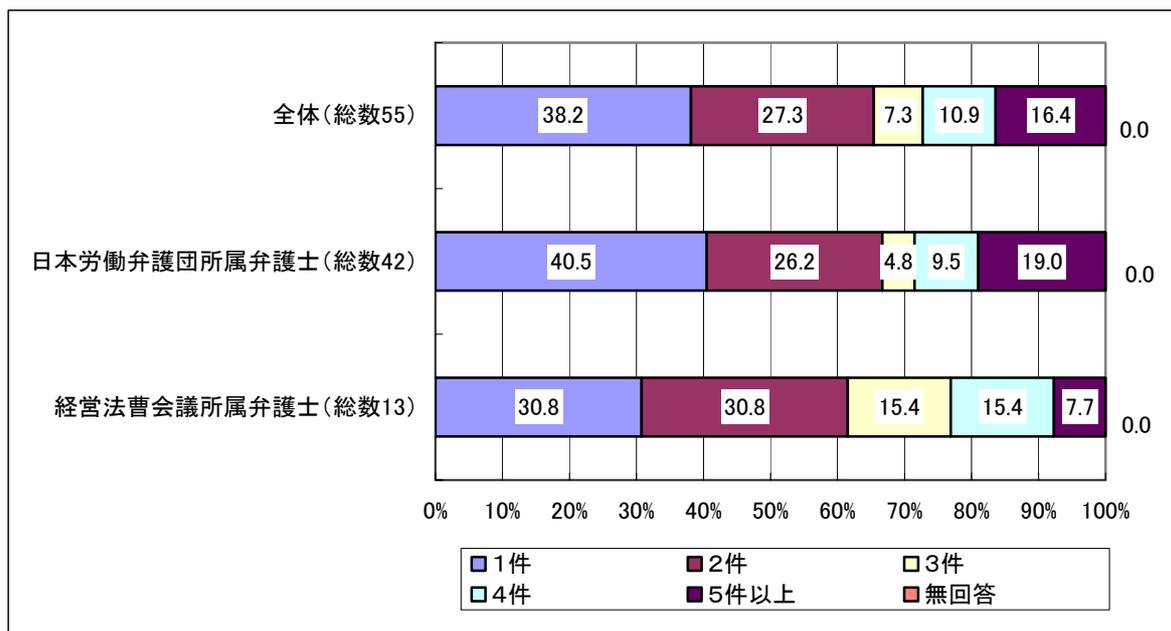
の総数は平均 **2.84** 件、最少 1 件、最多 **12** 件である。

(イ) 弁護士団体別 (第 2-3-4 表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 **2.90** 件、最少 1 件、最多 **12** 件である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 **2.62** 件、最少 1 件、最多 **8** 件である。

第2-3-3図 本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の件数 (弁護士 1 人あたりの件数)



第2-3-4表 本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の件数(弁護士 1 人あたりの件数)

	クロス集計(上段は人数、下段は%)							統計					
	総数 (人数)	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件 以上	無 回 答	平均 (件)	標準 偏差	平均 変動 係数 (標準 偏差/ 平均)	最小 値 (件)	最大 値 (件)	
全体	55 100.0	21 38.2	15 27.3	4 7.3	6 10.9	9 16.4	0 0.0	2.84	2.55	0.90	1	12	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団 所属弁護士	42 100.0	17 40.5	11 26.2	2 4.8	4 9.5	8 19.0	0 0.0	2.90	2.72	0.94	1	12
	経営法曹会議所 属弁護士	13 100.0	4 30.8	4 30.8	2 15.4	2 15.4	1 7.7	0 0.0	2.62	1.86	0.71	1	8

(3) 本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件数の総数（第 2-3-5 図、第 2-3-6 表）

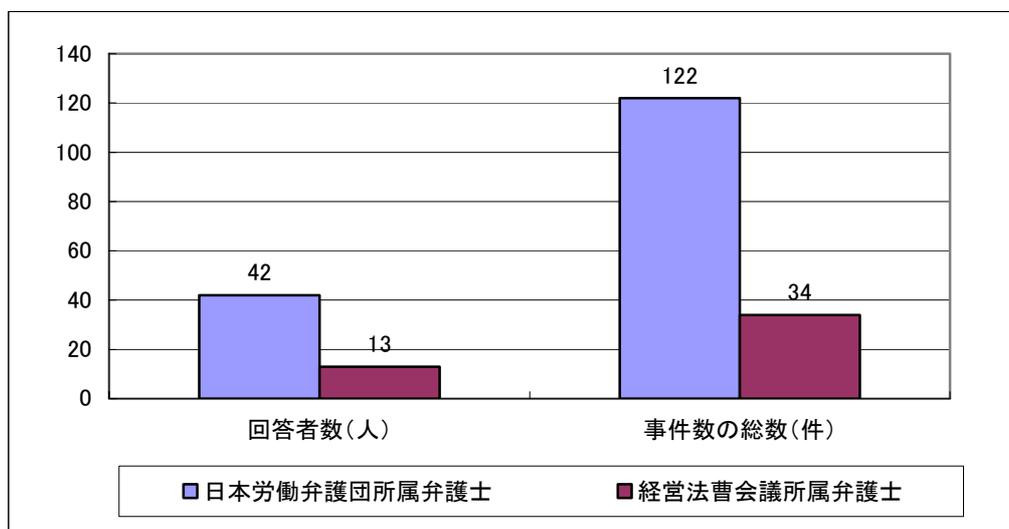
次に、弁護士 1 人あたりではなく、本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件数の総数を求めた。

本案訴訟の判決確定以外で終結した解雇事件の総数は、集計対象者全体（総数 55 人）では 156 件、日本労働弁護団（総数 42 人）では 122 件、経営法曹会議（総数 13 人）では 34 件であった。

以下、本節では本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件の総数、156 件について事件の概要と結末とをみていくことにする。

この 156 件のうち日本労働弁護団会員弁護士の回答した事件は 78.2%（122 件/156 件）、経営法曹会議会員弁護士の回答した事件は 21.8%（34 件/156 件）である。本案訴訟判決確定で終結した解雇事件については両弁護士団体の回答した事件数の総数はほぼ同数であったのに比べると、回答者の属性に偏りがでている（本案訴訟判決確定で終結した 43 件については、日本労働弁護団会員弁護士の回答した事件は 48.8%（21 件/43 件）、経営法曹会議会員弁護士の回答した事件は 51.2%（22 件/43 件）である。）。

第2-3-5図 本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件があると答えた回答者数と事件数の所属弁護士団体別総数



第2-3-6表 本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件の総数

	回答者 (人)		事件数の総数	
	回答者数 (人)	割合 (%)	事件数の総数 (件)	割合 (%)
全体	55	100.0	156	100.0
日本労働弁護団所属弁護士	42	76.4	122	78.2
経営法曹会議所属弁護士	13	23.6	34	21.8

2 事件の概要

(1) 解雇の種類（複数回答）

解雇の種類は、次のとおりである。

ア 全体（第 2-3-7 図、第 2-3-8 表）

全体では、「整理解雇」が 23.1%（36 件/156 件）、「懲戒解雇」が 13.5%（21 件/156 件）、「普通解雇」が 57.1%（89 件/156 件）、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」が 14.7%（23 件/156 件）、「その他」が 9.0%（14 件/156 件）、無回答が 3.2%（5 件/156 件）である。

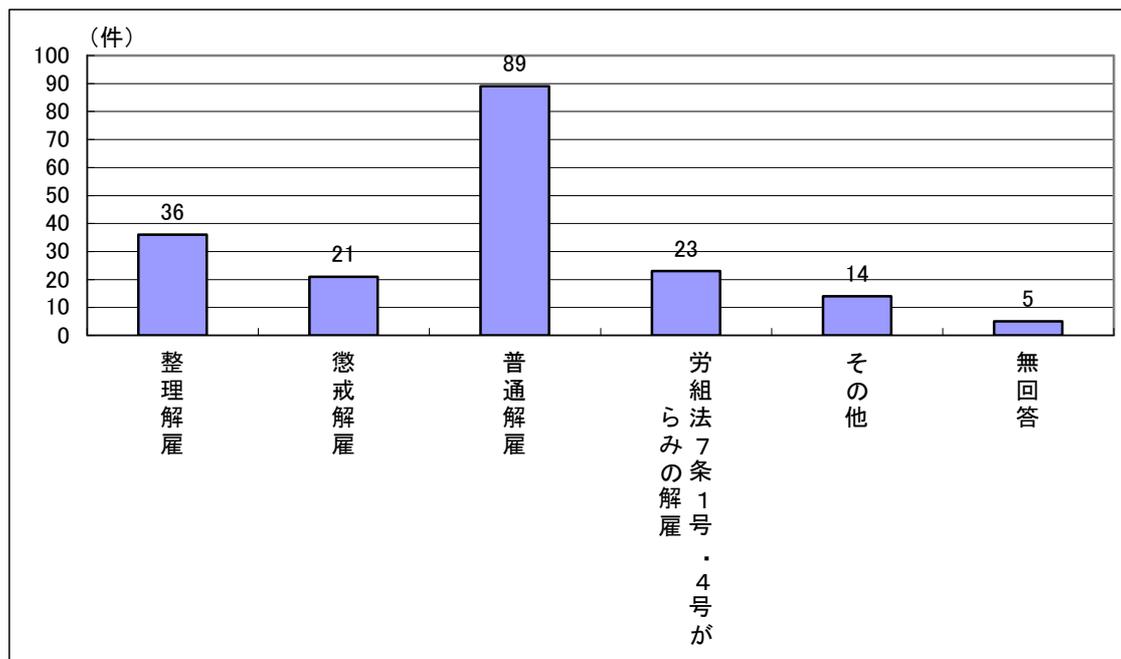
イ 弁護士団体別（第 2-3-8 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「整理解雇」が 23.0%（28 件/122 件）、「懲戒解雇」が 14.8%（18 件/122 件）、「普通解雇」が 54.9%（67 件/122 件）、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」が 15.6%（19 件/122 件）、「その他」が 10.7%（13 件/122 件）、無回答が 4.1%（5 件/122 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「整理解雇」が 23.5%（8 件/34 件）、「懲戒解雇」が 8.8%（3 件/34 件）、「普通解雇」が 64.7%（22 件/34 件）、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」が 11.8%（4 件/34 件）、「その他」が 2.9%（1 件/34 件）である。

第2-3-7図 解雇の種類（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

複数回答 集計対象=156事件



注 1 複数回答の場合、総数(事件数)は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

第2-3-8表 解雇の種類（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

複数回答

		総数 (事件数)	整理 解雇	懲戒 解雇	普通 解雇	4号組 法7条 の1号 解雇・	その他	無 回 答
全体		156 100.0	36 23.1	21 13.5	89 57.1	23 14.7	14 9.0	5 3.2
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属 弁護士	122 100.0	28 23.0	18 14.8	67 54.9	19 15.6	13 10.7	5 4.1
	経営法曹会議所属弁 護士	34 100.0	8 23.5	3 8.8	22 64.7	4 11.8	1 2.9	0 0.0

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数(事件数)は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

ウ 普通解雇の種類

「普通解雇」についてはさらに四つの種類への該当性を尋ねた。結果をみてみよう。

(7) 全体（第2-3-9表）

全体では、「傷病・資格喪失等による労務提供不能」が**5.6%**（5件/89件）、「適格性の欠如」が**56.2%**（50件/89件）、「規律違反」が**33.7%**（30件/89件）、「信頼関係の喪失」が**24.7%**（22件/89件）、無回答が**6.7%**（6件/89件）である。

(i) 弁護士団体別（第2-3-9表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「傷病・資格喪失等による労務提供不能」が**4.5%**（3件/67件）、「適格性の欠如」が**55.2%**（37件/67件）、「規律違反」が**38.8%**（26件/67件）、「信頼関係の喪失」が**22.4%**（15件/67件）、無回答が**7.5%**（5件/67件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「傷病・資格喪失等による労務提供不能」が**9.1%**（2件/22件）、「適格性の欠如」が**59.1%**（13件/22件）、「規律違反」が**18.2%**（4件/22件）、「信頼関係の喪失」が**31.8%**（7件/22件）、無回答が**4.5%**（1件/22件）である。

第2-3-9表 普通解雇の種類（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

複数回答

		総数 (事件数)	よ傷病 る労・ 務提供 不能 等に	適 格性 の欠 如	規 律違 反	信 頼関 係の 喪失	無 回 答
全体		89 100.0	5 5.6	50 56.2	30 33.7	22 24.7	6 6.7
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属 弁護士	67 100.0	3 4.5	37 55.2	26 38.8	15 22.4	5 7.5
	経営法曹会議所属弁 護士	22 100.0	2 9.1	13 59.1	4 18.2	7 31.8	1 4.5

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

エ 解雇の種類重複関係（第2-3-10表）

解雇の種類は複数回答である。解雇の種類を複数挙げている場合に、どの種類とどの種類に重複しているのだろうか。結果は次のとおりである。

整理解雇についてみると、「普通解雇」にも該当する事件が**2.8%**（1件/36件）（このうち「規律違反」に該当する事件が**2.8%**（1件/36件）、「労組法7条1号・4号がらみの解雇」にも該当する事件が**19.4%**（7件/36件）である。

懲戒解雇についてみると、「普通解雇」にも該当する事件が**23.8%**（5件/21件）（このうち「適格性の欠如」にも該当する事件が**19.0%**（4件/21件）、「規律違反」にも該当する事件が**23.8%**（5件/21件）、「労組法7条1号・4号がらみの解雇」にも該当する事件が**9.5%**（2件/21件）である。

普通解雇についてみると、「整理解雇」にも該当する事件が**1.1%**（1件/89件）、「懲戒解雇」にも該当する事件が**5.6%**（5件/89件）、「労組法7条1号・4号がらみの解雇」にも該当する事件が**13.5%**（12件/89件）、「その他」にも該当する事件が**5.6%**（5件/89件）である。

普通解雇のうち傷病・資格喪失等による労務提供不能についてみると、他の解雇の種類とは重複していない。

普通解雇のうち適格性の欠如についてみると、「懲戒解雇」にも該当する事件が**8.0%**（4件/50件）、「労組法7条1号・4号がらみの解雇」にも該当する事件が**10.0%**（5件/50件）、「その他」にも該当する事件が**2.0%**（1件/50件）である。また、普通解雇事由としては「規律違反」にも該当する事件が**22.0%**（11件/50件）、「信頼関係の喪失」にも該当する事件が**16.0%**（8件/50件）である。

普通解雇のうち規律違反についてみると、「整理解雇」にも該当する事件が**3.3%**（1件/30

件)、「懲戒解雇」にも該当する事件が **16.7%** (5 件/30 件)、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」にも該当する事件が **26.7%** (8 件/30 件)、「その他」にも該当する事件が **3.3%** (1 件/30 件) である。また、普通解雇事由としては、「適格性の欠如」にも該当する事件が **36.7%** (11 件/30 件)、「信頼関係の喪失」にも該当する事件が **30.0%** (9 件/30 件) である。

普通解雇のうち信頼関係の喪失についてみると、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」にも該当する事件が **31.8%** (7 件/22 件)、「その他」にも該当する事件が **4.5%** (1 件/22 件) である。また、普通解雇事由としては、「適格性の欠如」にも該当する事件が **36.4%** (8 件/22 件)、「規律違反」にも該当する事件が **40.9%** (9 件/22 件) である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇についてみると、「整理解雇」にも該当する事件が **30.4%** (7 件/23 件)、「懲戒解雇」にも該当する事件が **8.7%** (2 件/23 件)、「普通解雇」にも該当する事件が **52.2%** (12 件/23 件)、(このうち「適格性の欠如」にも該当する事件が **21.7%** (5 件/23 件)、「規律違反」にも該当する事件が **34.8%** (8 件/23 件)、「信頼関係の喪失」にも該当する事件が **30.4%** (7 件/23 件))、「その他」にも該当する事件が **8.7%** (2 件/23 件) である。

その他についてみると、「普通解雇」にも該当する事件が **35.7%** (5 件/14 件) (このうち「適格性の欠如」にも該当する事件が **7.1%** (1 件/14 件)、「規律違反」にも該当する事件が **7.1%** (1 件/14 件)、「信頼関係の喪失」にも該当する事件が **7.1%** (1 件/14 件))、「労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇」にも該当する事件が **14.3%** (2 件/14 件) である。

第2-3-10表 解雇の種類間のクロス(本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件)

アミカケは解雇の種類重複を示す

	総数 (事件数)	解雇の種類(複数回答)										
		整理 解雇	懲戒 解雇	普通 解雇	傷病・資格喪失等による 労務提供不能	適格性の欠如	規律違反	信頼関係の喪失	が労組法の7条1号・4号	その他	無回答	
全体	156 100.0	36 23.1	21 13.5	89 57.1	5 3.2	50 32.1	30 19.2	22 14.1	23 14.7	14 9.0	5 3.2	
解雇の種類 (複数回答)	整理解雇	36 100.0	36 100.0	0 0.0	1 2.8	0 0.0	0 0.0	1 2.8	0 0.0	7 19.4	0 0.0	0 0.0
	懲戒解雇	21 100.0	0 0.0	21 100.0	5 23.8	0 0.0	4 19.0	5 23.8	0 0.0	2 9.5	0 0.0	0 0.0
	普通解雇	89 100.0	1 1.1	5 5.6	89 100.0	5 5.6	50 56.2	30 33.7	22 24.7	12 13.5	5 5.6	0 0.0
	傷病・資格喪失等による 労務提供不能	5 100.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	適格性の欠如	50 100.0	0 0.0	4 8.0	50 100.0	0 0.0	50 100.0	11 22.0	8 16.0	5 10.0	1 2.0	0 0.0
	規律違反	30 100.0	1 3.3	5 16.7	30 100.0	0 0.0	11 36.7	30 100.0	9 30.0	8 26.7	1 3.3	0 0.0
	信頼関係の喪失	22 100.0	0 0.0	0 0.0	22 100.0	0 0.0	8 36.4	9 40.9	22 100.0	7 31.8	1 4.5	0 0.0
	労組法7条1号・4号がら みの解雇	23 100.0	7 30.4	2 8.7	12 52.2	0 0.0	5 21.7	8 34.8	7 30.4	23 100.0	2 8.7	0 0.0
	その他	14 100.0	0 0.0	0 0.0	5 35.7	0 0.0	1 7.1	1 7.1	1 7.1	2 14.3	14 100.0	0 0.0
	無回答	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0

注1 上段：件数(解雇事件数)、下段：構成比(%)

注2 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数(事件数)と一致しない。

(2) 裁判の終結事由

裁判の終結事由は次のとおりである。

ア 全体(第2-3-11図、第2-3-12表)

全体では、裁判の終結事由が「裁判上の和解」が**76.9%**(120件/156件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が**16.0%**(25件/156件)、「その他」が**7.1%**(11件/156件)である。

イ 弁護士団体別(第2-3-12表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「裁判上の和解」が**78.7%**(96件/122件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が**18.9%**(23

件/122件)、「その他」が2.5% (3件/122件)である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「裁判上の和解」が70.6% (24件/34件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が5.9% (2件/34件)、「その他」が23.5% (8件/34件)である。

ウ 解雇の種類別 (第2-3-12表)

解雇の種類別にみると、整理解雇は「裁判上の和解」が69.4% (25件/36件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が22.2% (8件/36件)、「その他」が8.3% (3件/36件)である。

懲戒解雇は「裁判上の和解」が81.0% (17件/21件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が9.5% (2件/21件)、「その他」が9.5% (2件/21件)である。

普通解雇は「裁判上の和解」が80.9% (72件/89件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が13.5% (12件/89件)、「その他」が5.6% (5件/89件)である。

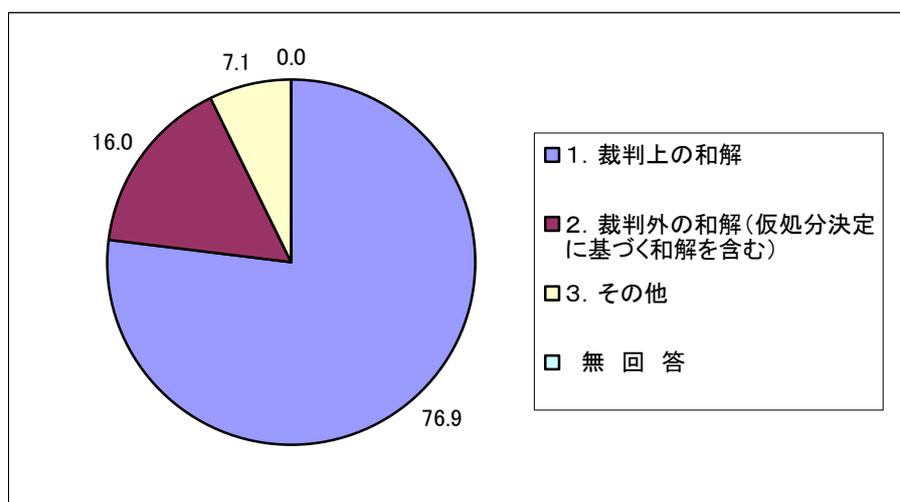
労組法7条1号・4号がらみの解雇は「裁判上の和解」が69.6% (16件/23件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が21.7% (5件/23件)、「その他」が8.7% (2件/23件)である。

その他は「裁判上の和解」が71.4% (10件/14件)、「裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)」が21.4% (3件/14件)、「その他」が7.1% (1件/14件)である。

無回答は「裁判上の和解」が100.0% (5件/5件)である。

第2-3-11図 本案訴訟判決確定以外で終了した解雇事件の終結事由

総数156件 単位：%



第2-3-12表 本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件の終結事由

		総数 (事件数)	裁判上の和解	裁判外に基づく和解(仮処を含む)	その他	無回答
全体		156 100.0	120 76.9	25 16.0	11 7.1	0 0.0
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	122 100.0	96 78.7	23 18.9	3 2.5	0 0.0
	経営法曹会議所属弁護士	34 100.0	24 70.6	2 5.9	8 23.5	0 0.0
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	36 100.0	25 69.4	8 22.2	3 8.3	0 0.0
	懲戒解雇	21 100.0	17 81.0	2 9.5	2 9.5	0 0.0
	普通解雇	89 100.0	72 80.9	12 13.5	5 5.6	0 0.0
	傷病・資格喪失等による 労務提供不能	5 100.0	4 80.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0
	適格性の欠如	50 100.0	39 78.0	8 16.0	3 6.0	0 0.0
	規律違反	30 100.0	24 80.0	4 13.3	2 6.7	0 0.0
	信頼関係の喪失	22 100.0	18 81.8	3 13.6	1 4.5	0 0.0
	無回答	6 100.0	5 83.3	1 16.7	0 0.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	23 100.0	16 69.6	5 21.7	2 8.7	0 0.0
	その他	14 100.0	10 71.4	3 21.4	1 7.1	0 0.0
	無回答	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

（3） 被解雇者の人数

1 解雇事件あたりの被解雇者の人数は次のとおりである。

ア 全体（第2-3-13図、第2-3-14表）

全体では、1 解雇事件あたりの被解雇者の人数が「1人」が79.5%（124件/156件）、「2～5人」が16.0%（25件/156件）、「6～10人」が0.6%（1件/156件）、「11～15人」が1.3%（2件/156件）、「16人以上」が2.6%（4件/156件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-3-14 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「1人」が**76.2%**（93件/122件）、「2～5人」が**18.9%**（23件/122件）、「6～10人」が**0.8%**（1件/122件）、「11～15人」が**1.6%**（2件/122件）、「16人以上」が**2.5%**（3件/122件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「1人」が**91.2%**（31件/34件）、「2～5人」が**5.9%**（2件/34件）、「16人以上」が**2.9%**（1件/34件）である。

ウ 解雇の種類別（第 2-3-14 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「1人」が**50.0%**（18件/36件）、「2～5人」が**30.6%**（11件/36件）、「6～10人」が**2.8%**（1件/36件）、「11～15人」が**5.6%**（2件/36件）、「16人以上」が**11.1%**（4件/36件）である。

懲戒解雇は「1人」が**85.7%**（18件/21件）、「2～5人」が**14.3%**（3件/21件）である。

普通解雇は「1人」が**92.1%**（82件/89件）、「2～5人」が**7.9%**（7件/89件）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は「1人」が**52.2%**（12件/23件）、「2～5人」が**34.8%**（8件/23件）、「16人以上」が**13.0%**（3件/23件）である。

その他は「1人」が**57.1%**（8件/14件）、「2～5人」が**42.9%**（6件/14件）である。

無回答は「1人」が**100.0%**（5件/5件）である。

エ 裁判最終事由別（第 2-3-14 表）

裁判最終事由別にみると、裁判上の和解は「1人」が**81.7%**（98件/120件）、「2～5人」が**15.0%**（18件/120件）、「11～15人」が**0.8%**（1件/120件）、「16人以上」が**2.5%**（3件/120件）である。

裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）は「1人」が**72.0%**（18件/25件）、「2～5人」が**24.0%**（6件/25件）、「6～10人」が**4.0%**（1件/25件）である。

その他は「1人」が**72.7%**（8件/11件）、「2～5人」が**9.1%**（1件/11件）、「11～15人」が**9.1%**（1件/11件）、「16人以上」が**9.1%**（1件/11件）である。

オ 平均値等

1 解雇事件あたりの被解雇者の人数について、平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体（第 2-3-14 表）

全体では、1 解雇事件あたりの被解雇者の人数は平均 **2.34** 人だが、最少 **1** 人から最多 **50** 人まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別（第 2-3-14 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 2.29 人だが、最少 1 人から最多 50 人まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 2.53 人だが、最少 1 人から最多 50 人まで回答が分散している。

(ウ) 解雇の種類別（第 2-3-14 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は平均 6.19 人だが、最少 1 人から最多 50 人まで回答が分散している。

懲戒解雇は平均 1.24 人、最少 1 人、最多 4 人である。

普通解雇は平均 1.10 人、最少 1 人、最多 3 人である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は平均 5.13 人だが、最少 1 人から最多 50 人まで回答が分散している。

その他は平均 1.79 人、最少 1 人、最多 4 人である。

無回答は平均 1.00 人、最少 1 人、最多 1 人である。

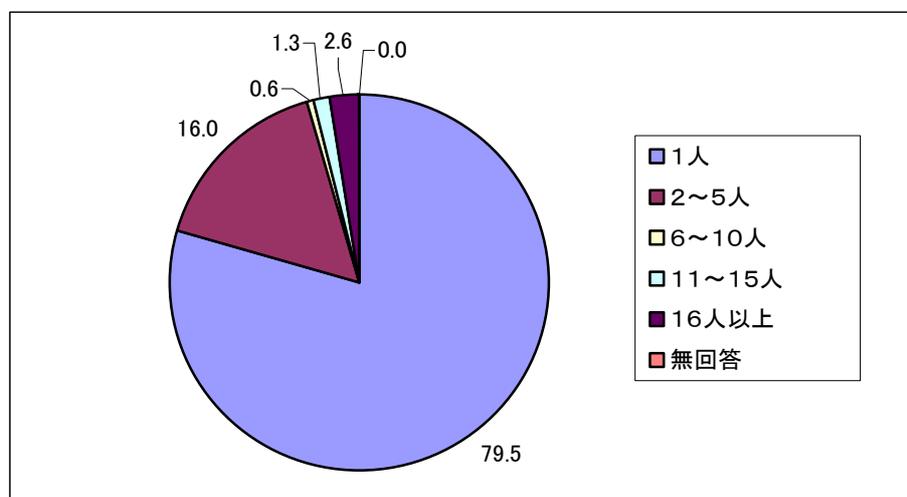
(エ) 裁判終結事由別（第 2-3-14 表）

裁判終結事由別にみると、裁判上の和解は平均 2.06 人だが、最少 1 人から最多 50 人まで回答が分散している。

裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）は平均 1.68 人、最少 1 人、最多 7 人である。

その他は平均 6.91 人だが、最少 1 人から最多 50 人まで回答が分散している。

第2-3-13図 一解雇事件あたりの被解雇者数（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）
総数156件 単位：%



第2-3-14表 一解雇事件あたりの被解雇者数（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

	総数 (事件数)	クロス集計(上段は件数、下段は%)						統計						
		1人	2 ～ 5人	6 ～ 10人	1 ～ 15人	1 6人以上	無回答	平均(人)	標準偏差	変動係数(標準偏差/平均)	最小値(人)	最大値(人)		
全体	156 100.0	124 79.5	25 16.0	1 0.6	2 1.3	4 2.6	0 0.0	2.34	5.98	2.56	1	50		
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	122 100.0	93 76.2	23 18.9	1 0.8	2 1.6	3 2.5	0 0.0	2.29	5.16	2.25	1	50	
	経営法曹会議所属弁護士	34 100.0	31 91.2	2 5.9	0 0.0	0 0.0	1 2.9	0 0.0	2.53	8.27	3.27	1	50	
解雇の 種類別 (複数回答)	整理解雇	36 100.0	18 50.0	11 30.6	1 2.8	2 5.6	4 11.1	0 0.0	6.19	11.59	1.87	1	50	
	懲戒解雇	21 100.0	18 85.7	3 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.24	0.68	0.55	1	4	
	普通解雇		89 100.0	82 92.1	7 7.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.10	0.37	0.34	1	3
		傷病・資格喪失等による労務提供不能	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.00	0.00	0.00	1	1
		適格性の欠如	50 100.0	48 96.0	2 4.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.06	0.31	0.29	1	3
		規律違反	30 100.0	26 86.7	4 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.17	0.45	0.38	1	3
		信頼関係の喪失	22 100.0	21 95.5	1 4.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.05	0.21	0.20	1	2
		無回答	6 100.0	4 66.7	2 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.50	0.76	0.51	1	3
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	23 100.0	12 52.2	8 34.8	0 0.0	0 0.0	3 13.0	0 0.0	5.13	10.54	2.05	1	50	
	その他	14 100.0	8 57.1	6 42.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.79	1.01	0.56	1	4	
	無回答	5 100.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.00	0.00	0.00	1	1	
裁判 終結 事由 別	裁判上の和解	120 100.0	98 81.7	18 15.0	0 0.0	1 0.8	3 2.5	0 0.0	2.06	5.05	2.45	1	50	
	裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)	25 100.0	18 72.0	6 24.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.68	1.41	0.84	1	7	
	その他	11 100.0	8 72.7	1 9.1	0 0.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	6.91	14.20	2.05	1	50	
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0	0	

注1 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数(事件数)と一致しない。

(4) 解雇から和解成立までの期間

解雇から和解成立までにかかった期間の長さは、次のとおりである。

ア 全体（第 2-3-15 図、第 2-3-16 表）

全体では、解雇から和解成立までにかかった期間の長さが「6 ヶ月以下」が 42.8%（62 件/145 件）、「7～12 ヶ月」が 23.4%（34 件/145 件）、「13～18 ヶ月」が 9.7%（14 件/145 件）、「19～24 ヶ月」が 9.7%（14 件/145 件）、「25 ヶ月以上」が 12.4%（18 件/145 件）、無回答が 2.1%（3 件/145 件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-3-15 図、第 2-3-16 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「6 ヶ月以下」が 42.9%（51 件/119 件）、「7～12 ヶ月」が 22.7%（27 件/119 件）、「13～18 ヶ月」が 10.1%（12 件/119 件）、「19～24 ヶ月」が 7.6%（9 件/119 件）、「25 ヶ月以上」が 14.3%（17 件/119 件）、無回答が 2.5%（3 件/119 件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「6 ヶ月以下」が 42.3%（11 件/26 件）、「7～12 ヶ月」が 26.9%（7 件/26 件）、「13～18 ヶ月」が 7.7%（2 件/26 件）、「19～24 ヶ月」が 19.2%（5 件/26 件）、「25 ヶ月以上」が 3.8%（1 件/26 件）である。

ウ 解雇の種類別（第 2-3-16 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「6 ヶ月以下」が 45.5%（15 件/33 件）、「7～12 ヶ月」が 21.2%（7 件/33 件）、「13～18 ヶ月」が 15.2%（5 件/33 件）、「19～24 ヶ月」が 3.0%（1 件/33 件）、「25 ヶ月以上」が 15.2%（5 件/33 件）である。

懲戒解雇は「6 ヶ月以下」が 36.8%（7 件/19 件）、「7～12 ヶ月」が 21.1%（4 件/19 件）、「13～18 ヶ月」が 5.3%（1 件/19 件）、「19～24 ヶ月」が 15.8%（3 件/19 件）、「25 ヶ月以上」が 21.1%（4 件/19 件）である。

普通解雇は「6 ヶ月以下」が 44.0%（37 件/84 件）、「7～12 ヶ月」が 26.2%（22 件/84 件）、「13～18 ヶ月」が 7.1%（6 件/84 件）、「19～24 ヶ月」が 8.3%（7 件/84 件）、「25 ヶ月以上」が 10.7%（9 件/84 件）、無回答が 3.6%（3 件/84 件）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は「6 ヶ月以下」が 38.1%（8 件/21 件）、「7～12 ヶ月」が 14.3%（3 件/21 件）、「13～18 ヶ月」が 9.5%（2 件/21 件）、「19～24 ヶ月」が 14.3%（3 件/21 件）、「25 ヶ月以上」が 23.8%（5 件/21 件）である。

その他は「6 ヶ月以下」が 23.1%（3 件/13 件）、「7～12 ヶ月」が 15.4%（2 件/13 件）、「13～18 ヶ月」が 30.8%（4 件/13 件）、「19～24 ヶ月」が 23.1%（3 件/13 件）、無回答が 7.7%（1 件/13 件）である。

無回答は「6 ヶ月以下」が 20.0%（1 件/5 件）、「7～12 ヶ月」が 40.0%（2 件/5 件）、「19～24 ヶ月」が 20.0%（1 件/5 件）、「25 ヶ月以上」が 20.0%（1 件/5 件）である。

エ 裁判終結事由別（第 2-3-16 表）

裁判終結事由別にみると、裁判上の和解は「6 ヶ月以下」が 40.8%（49 件/120 件）、「7～12 ヶ月」が 24.2%（29 件/120 件）、「13～18 ヶ月」が 10.0%（12 件/120 件）、「19～24 ヶ月」が 10.0%（12 件/120 件）、「25 ヶ月以上」が 13.3%（16 件/120 件）、無回答が 1.7%（2 件/120 件）である。

裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）は「6 ヶ月以下」が 52.0%（13 件/25 件）、「7～12 ヶ月」が 20.0%（5 件/25 件）、「13～18 ヶ月」が 8.0%（2 件/25 件）、「19～24 ヶ月」が 8.0%（2 件/25 件）、「25 ヶ月以上」が 8.0%（2 件/25 件）、無回答が 4.0%（1 件/25 件）である。

その他は該当する事件はない。

オ 平均値等

解雇から和解成立までにかかった期間の長さについて、平均値等をみると次のとおりである。

(7) 全体（第 2-3-16 表）

全体では、解雇から和解成立までにかかった期間の長さは平均 12.70 ヶ月だが、最短 1.5 ヶ月から最長 105 ヶ月まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別（第 2-3-16 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 13.09 ヶ月だが、最短 1.5 ヶ月から最長 105 ヶ月まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 10.96 ヶ月、最短 2 ヶ月、最長 25 ヶ月である。

(ウ) 解雇の種類別（第 2-3-16 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は平均 13.48 ヶ月だが、最短 2 ヶ月から最長 62 ヶ月まで回答が分散している。

懲戒解雇は平均 18.95 ヶ月だが、最短 3 ヶ月から最長 105 ヶ月まで回答が分散している。

普通解雇は平均 11.60 ヶ月だが、最短 1.5 ヶ月から最長 105 ヶ月まで回答が分散している。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は平均 20.69 ヶ月だが、最短 1.5 ヶ月、最長 105 ヶ月まで回答が分散している。

その他は平均 13.67 ヶ月、最短 3 ヶ月、最長 24 ヶ月である。

無回答は平均 17.80 ヶ月、最短 5 ヶ月、最長 46 ヶ月である。

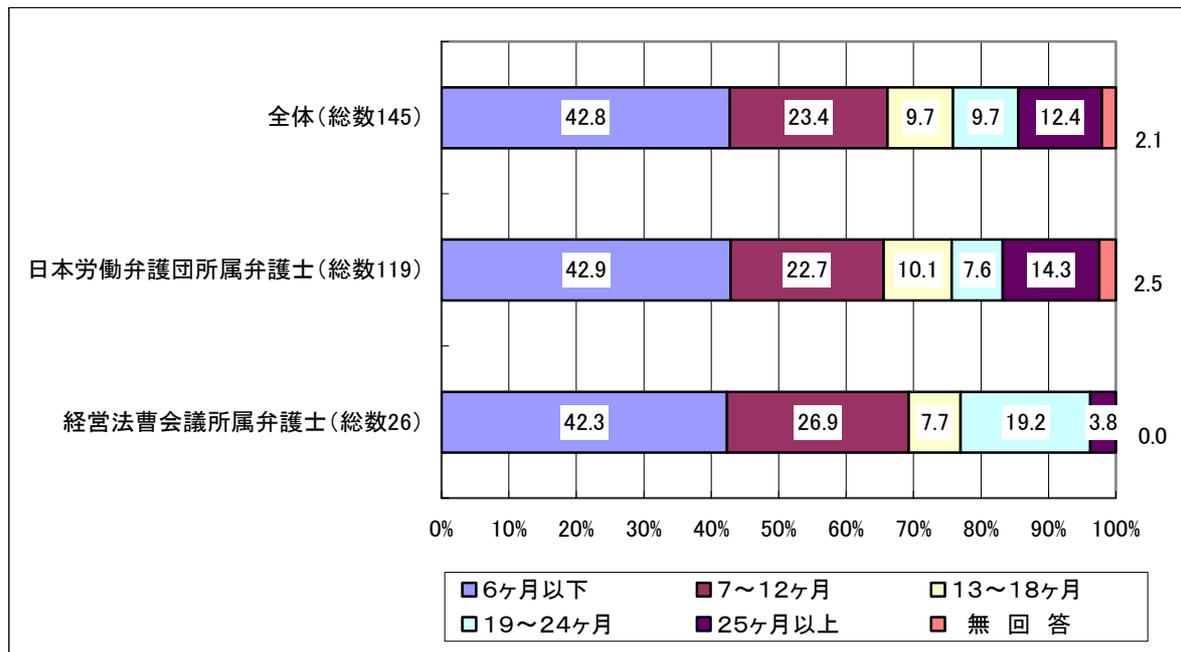
(エ) 裁判終結事由別（第 2-3-16 表）

裁判終結事由別にみると、裁判上の和解は平均 13.25 ヶ月だが、最短 1.5 ヶ月から最長 105 ヶ月まで回答が分散している。

裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）は平均 10.00 ヶ月、最短 2 ヶ月、最長 38 ヶ月である。

その他は該当する事件はない。

第2-3-15図 解雇から和解成立までの期間の長さ（裁判上の和解・裁判外の和解をした事件）



第2-3-16表 解雇から和解成立までの期間の長さ（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

	総数 (事件数)	クロス集計（上段は件数、下段は%）						統計						
		6 ヶ 月 以 下	7 ヶ 月 1 2 ヶ 月	1 3 ヶ 月 1 8 ヶ 月	1 9 ヶ 月 2 4 ヶ 月	2 5 ヶ 月 以 上	無 回 答	平均 (ヶ月)	標準 偏差	変動 係数 (標準 偏差/ 平均)	最小 値 (ヶ月)	最大 値 (ヶ月)		
全体	145 100.0	62 42.8	34 23.4	14 9.7	14 9.7	18 12.4	3 2.1	12.70	13.30	1.05	1.5	105.0		
士 所 属 団 体 弁 護 士	日本労働弁護団所属弁護士	119 100.0	51 42.9	27 22.7	12 10.1	9 7.6	17 14.3	3 2.5	13.09	14.20	1.08	1.5	105.0	
	経営法曹会議所属弁護士	26 100.0	11 42.3	7 26.9	2 7.7	5 19.2	1 3.8	0 0.0	10.96	7.93	0.72	2.0	25.0	
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	33 100.0	15 45.5	7 21.2	5 15.2	1 3.0	5 15.2	0 0.0	13.48	13.46	1.00	2.0	62.0	
	懲戒解雇	19 100.0	7 36.8	4 21.1	1 5.3	3 15.8	4 21.1	0 0.0	18.95	23.33	1.23	3.0	105.0	
	普通解雇	傷病・資格喪失等による 労務提供不能	4 100.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	14.33	8.99	0.63	7.0	27.0
		適格性の欠如	47 100.0	23 48.9	11 23.4	2 4.3	6 12.8	5 10.6	0 0.0	10.60	9.26	0.87	1.5	42.0
		規律違反	28 100.0	12 42.9	6 21.4	3 10.7	2 7.1	5 17.9	0 0.0	15.89	19.92	1.25	1.5	105.0
		信頼関係の喪失	21 100.0	13 61.9	3 14.3	1 4.8	1 4.8	2 9.5	1 4.8	8.98	9.94	1.11	1.5	42.0
		無回答	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	7.20	4.96	0.69	2.0	16.0
		労組法7条1号・4号がら みの解雇	21 100.0	8 38.1	3 14.3	2 9.5	3 14.3	5 23.8	0 0.0	20.69	24.07	1.16	1.5	105.0
		その他	13 100.0	3 23.1	2 15.4	4 30.8	3 23.1	0 0.0	1 7.7	13.67	7.31	0.53	3.0	24.0
	無回答	5 100.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	17.80	14.97	0.84	5.0	46.0	
	裁判 終結 事由 別	裁判上の和解	120 100.0	49 40.8	29 24.2	12 10.0	12 10.0	16 13.3	2 1.7	13.25	14.02	1.06	1.5	105.0
裁判外の和解（仮処分決定 に基づく和解を含む）		25 100.0	13 52.0	5 20.0	2 8.0	2 8.0	2 8.0	1 4.0	10.00	8.48	0.85	2.0	38.0	
その他		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	
無回答		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0.0	0.0	

注1 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

3 復帰に関する和解の内容

(1) 復帰又は再雇用を認める和解か認めない和解か（事件ベース）（複数回答）

裁判上の和解、裁判外の和解で終結した場合、和解は復帰又は再雇用を認める和解なのだ

ろうか、それとも認めない和解なのだろうか。まず、事件ベースでみてみよう。これは被解雇者各々に関する復帰・再雇用の可否ではなく、事件ベースでの回答である。したがって、例えば同じ事件で被解雇者が**2**人おり、**1**人は復帰又は再雇用を認める和解をしたが、もう**1**人は復帰又は再雇用を認める和解をしなかった場合は重複して計上される、複数回答を前提とした集計である点に注意されたい。

ア 全体（第 2-3-17 図、第 2-3-18 表）

全体では、**1**人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**22.8%**（**33**件/**145**件）、**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**80.0%**（**116**件/**145**件）、無回答が**1.4%**（**2**件/**145**件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-3-18 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば**1**人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**27.7%**（**33**件/**119**件）、**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**75.6%**（**90**件/**119**件）、無回答が**1.7%**（**2**件/**119**件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**100.0%**（**26**件/**26**件）である。

ウ 解雇の種類別（第 2-3-18 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は**1**人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**27.3%**（**9**件/**33**件）、**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**87.9%**（**29**件/**33**件）である。

懲戒解雇は**1**人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**31.6%**（**6**件/**19**件）、**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**68.4%**（**13**件/**19**件）である。

普通解雇は**1**人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**21.4%**（**18**件/**84**件）、**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**78.6%**（**66**件/**84**件）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は**1**人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**42.9%**（**9**件/**21**件）、**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**71.4%**（**15**件/**21**件）である。

その他は**1**人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**23.1%**（**3**件/**13**件）、**1**人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**84.6%**（**11**件/**13**件）である。

無回答は1人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**60.0%** (3件/5件)、無回答が**40.0%** (2件/5件)である。

エ 裁判終結事由別 (第2-3-18表)

裁判終結事由別にみると、裁判上の和解は1人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**19.2%** (23件/120件)、1人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**83.3%** (100件/120件)、無回答が**1.7%** (2件/120件)である。

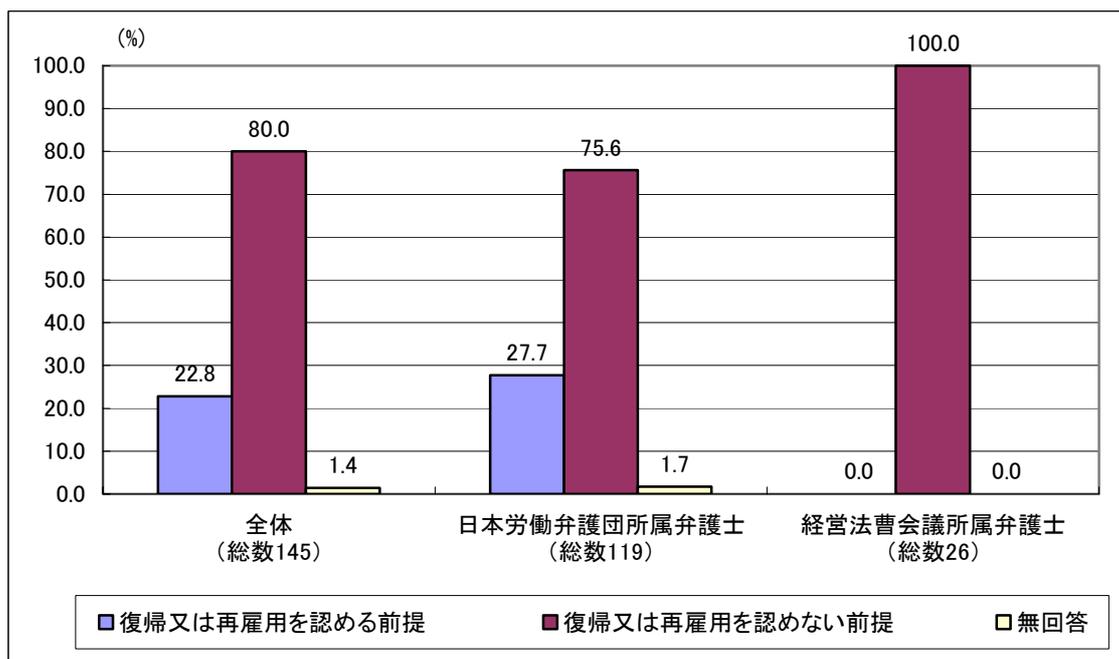
裁判外の和解(仮処分決定に基づく和解を含む)は1人でも「復帰又は再雇用を認める前提」の和解をした人がいる事件が**40.0%** (10件/25件)、1人でも「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解をした人がいる事件が**64.0%** (16件/25件)である。

その他は該当する事件はない。

第2-3-17図 復帰に関する和解内容(本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件)

<事件ベース>

複数回答 集計対象=145



注1 複数回答の場合、総数(事件数)は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致

第2-3-18表 復帰に関する和解内容（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

<事件ベース>

複数回答

		総数 (事件数)	復帰 又は 再雇用を 認める 前提	復帰 ない 又は 再雇用を 認めない 前提	無 回 答	
全体		145 100.0	33 22.8	116 80.0	2 1.4	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	119 100.0	33 27.7	90 75.6	2 1.7	
	経営法曹会議所属弁護士	26 100.0	0 0.0	26 100.0	0 0.0	
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	33 100.0	9 27.3	29 87.9	0 0.0	
	懲戒解雇	19 100.0	6 31.6	13 68.4	0 0.0	
	普通解雇		84 100.0	18 21.4	66 78.6	0 0.0
		傷病・資格喪失等による労務提供不能	4 100.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0
		適格性の欠如	47 100.0	9 19.1	38 80.9	0 0.0
		規律違反	28 100.0	7 25.0	21 75.0	0 0.0
		信頼関係の喪失	21 100.0	4 19.0	17 81.0	0 0.0
		無回答	6 100.0	3 50.0	3 50.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	21 100.0	9 42.9	15 71.4	0 0.0	
	その他	13 100.0	3 23.1	11 84.6	0 0.0	
	無回答	5 100.0	0 0.0	3 60.0	2 40.0	
裁判 終結 事由別	裁判上の和解	120 100.0	23 19.2	100 83.3	2 1.7	
	裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）	25 100.0	10 40.0	16 64.0	0 0.0	
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

注3 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

（2） 復帰又は再雇用を認める和解か認めない和解か（個人ベース）

裁判上の和解、裁判外の和解で終結した場合、和解は復帰又は再雇用を認める和解なのか、それとも認めない和解なのだろうか。今度は事件ごとにではなく、被解雇者個人ごとにみる

ことにしよう。被解雇者が2人以上の事件でも個人ごとに復帰状況を集計しているので、複数回答にはならない。

ア 全体（第2-3-19図、第2-3-20表）

全体では、「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**21.1%**（61人/289人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**78.2%**（226人/289人）、無回答が**0.7%**（2人/289人）である。

イ 弁護士団体別（第2-3-20表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**23.5%**（61人/260人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**75.8%**（197人/260人）、無回答が**0.8%**（2人/260人）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**100.0%**（29人/29人）である。

ウ 解雇の種類別（第2-3-20表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**19.1%**（30人/157人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**80.9%**（127人/157人）である。

懲戒解雇は「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**37.5%**（9人/24人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**62.5%**（15人/24人）である。

普通解雇は「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**21.5%**（20人/93人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**78.5%**（73人/93人）である。

労組法7条1号・4号がらみの解雇は「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**19.3%**（22人/114人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**80.7%**（92人/114人）である。

その他は「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**27.3%**（6人/22人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**72.7%**（16人/22人）である。

無回答は「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**60.0%**（3人/5人）、無回答が**40.0%**（2人/5人）である。

エ 裁判最終事由別（第2-3-20表）

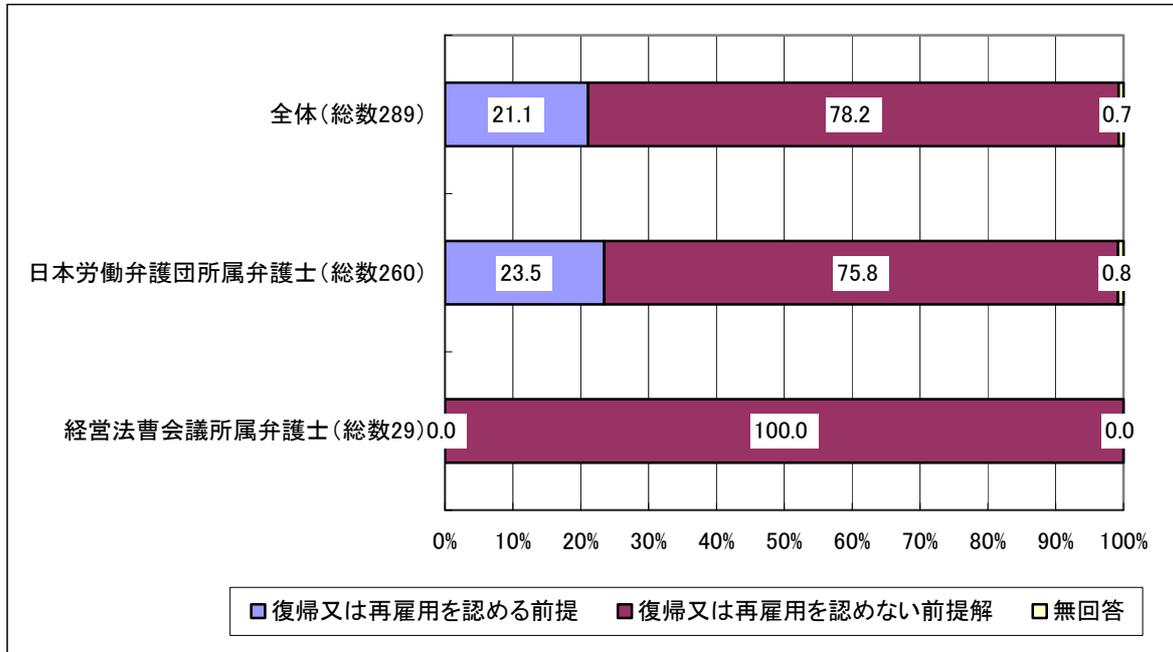
裁判最終事由別にみると、裁判上の和解は「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**15.8%**（39人/247人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**83.4%**（206人/247人）、無回答が**0.8%**（2人/247人）である。

裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）は「復帰又は再雇用を認める前提」の和解が**52.4%**（22人/42人）、「復帰又は再雇用を認めない前提」の和解が**47.6%**（20人/42人）

である。

その他は該当する被解雇者はいない。

第2-3-19図 復帰に関する和解内容（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）
<個人ベース>



第2-3-20表 復帰に関する和解内容（本案訴訟判決確定以外で終了した解雇事件）
 <個人ベース>

		総数 (人数)	復帰又は 再雇用を 認める前提	復帰ない 又は再雇用を 認めない前提	無回答	
全体		289 100.0	61 21.1	226 78.2	2 0.7	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	260 100.0	61 23.5	197 75.8	2 0.8	
	経営法曹会議所属弁護士	29 100.0	0 0.0	29 100.0	0 0.0	
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	157 100.0	30 19.1	127 80.9	0 0.0	
	懲戒解雇	24 100.0	9 37.5	15 62.5	0 0.0	
	普通解雇		93 100.0	20 21.5	73 78.5	0 0.0
		傷病・資格喪失等による労務提供不能	4 100.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0
		適格性の欠如	50 100.0	9 18.0	41 82.0	0 0.0
		規律違反	33 100.0	7 21.2	26 78.8	0 0.0
		信頼関係の喪失	22 100.0	4 18.2	18 81.8	0 0.0
		無回答	9 100.0	5 55.6	4 44.4	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	114 100.0	22 19.3	92 80.7	0 0.0	
	その他	22 100.0	6 27.3	16 72.7	0 0.0	
	無回答	5 100.0	0 0.0	3 60.0	2 40.0	
裁判 終結 事由 別	裁判上の和解	247 100.0	39 15.8	206 83.4	2 0.8	
	裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）	42 100.0	22 52.4	20 47.6	0 0.0	
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

注1 上段：人数、下段：構成比（%）

注2 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に人数を足しあげた数は総数（人数）と一致しない。

4 和解金・解決金

(1) 和解金・解決金の支払の有無

「復帰又は再雇用を認めない前提」で和解した場合に、離職にあたり、通常支払われる退

職金以外にいわゆる和解金・解決金の支払があったのか。

なお、この和解金・解決金は解雇を撤回したことによる過去の賃金の支払を含むものである。過去の賃金は、本来、解雇が無効とされれば当然支払われ、また、解雇から判決までの期間によって額が自動的に決定されるはずのものであるので、解決金の実態調査としては過去の賃金を除いた金額がどのように決定され、支払われているかを尋ねることがより適切ともいえるが、実際には過去の賃金に対応する額とそれ以外の額は明確に区分されない場合も多く、区別して調査することはできない。

ア 和解金・解決金の支払の有無（事件ベース）（複数回答）

まず、事件ベースでみてみよう。これは「復帰又は再雇用を認めない前提」で和解した人各々に対する和解金・解決金の支払の有無ではなく、事件ベースでの回答である。したがって、例えば同じ事件で「復帰又は再雇用を認めない前提」で和解した人が**2**人おり、**1**人は和解金・解決金の支払を受けたが、もう**1**人は和解金・解決金の支払をうけなかった場合は重複して計上される、複数回答を前提とした集計である点に注意されたい。

(7) 全体（第 2-3-21 表）

全体では、復帰または再雇用を認めない前提で和解した人に対して**1**人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**98.3%**（**114**件/**116**件）、**1**人でも和解金・解決金の支払が「なかった」人を含む事件が**2.6%**（**3**件/**116**）件である。

(i) 弁護士団体別（第 2-3-21 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば**1**人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**97.8%**（**88**件/**90**件）、**1**人でも和解金・解決金の支払が「なかった」人を含む事件が**3.3%**（**3**件/**90**）件である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば**1**人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**100.0%**（**26**件/**26**件）である。

(v) 解雇の種類別（第 2-3-21 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は**1**人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**93.1%**（**27**件/**29**件）、**1**人でも和解金・解決金の支払が「なかった」人を含む事件が**10.3%**（**3**件/**29**）件である。

懲戒解雇は**1**人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**100.0%**（**13**件/**13**件）である。

普通解雇は**1**人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**100.0%**（**66**件/**66**件）である。

労組法7条1号・4号がらみの解雇は1人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**100.0%**（15件/15件）、1人でも和解金・解決金の支払が「なかった」人を含む事件が**6.7%**（1件/15件）である。

その他は1人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**100.0%**（11件/11件）である。

無回答は1人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**100.0%**（3件/3件）である。

(エ) 裁判終結事由別（第2-3-21表）

裁判終結事由別にみると、裁判上の和解は1人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**99.0%**（99件/100件）、1人でも和解金・解決金の支払が「なかった」人を含む事件が**2.0%**（2件/100件）である。

裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）は1人でも和解金・解決金の支払が「あった」事件が**93.8%**（15件/16件）、1人でも和解金・解決金の支払が「なかった」人を含む事件が**6.3%**（1件/16件）である。

その他は該当する事件はない。

第2-3-21表 和解金・解決金の支払の有無（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

<事件ベース>

複数回答

		総数 (事件数)	あつた	なかつた	わからない	無回答	
全体		116 100.0	114 98.3	3 2.6	0 0.0	0 0.0	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	90 100.0	88 97.8	3 3.3	0 0.0	0 0.0	
	経営法曹会議所属弁護士	26 100.0	26 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
解雇の 種類別 (複数 回答)	整理解雇	29 100.0	27 93.1	3 10.3	0 0.0	0 0.0	
	懲戒解雇	13 100.0	13 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	普通解雇	傷病・資格喪失等による労務提供不能	66 100.0	66 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		適格性の欠如	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		規律違反	38 100.0	38 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		信頼関係の喪失	21 100.0	21 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		信託関係の喪失	17 100.0	17 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		無回答	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	労組法7条1号・4号がらみの解雇	15 100.0	15 100.0	1 6.7	0 0.0	0 0.0	
	その他	11 100.0	11 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
無回答	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		
裁判 終結 事由別	裁判上の和解	100 100.0	99 99.0	2 2.0	0 0.0	0 0.0	
	裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）	16 100.0	15 93.8	1 6.3	0 0.0	0 0.0	
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

注1 上段：件数（解雇事件数）、下段：構成比（%）

注2 複数回答の場合、総数（事件数）は構成比の算出の分母であって、各選択肢の件数の合計とは一致しない。

注3 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に件数を足しあげた数は総数（事件数）と一致しない。

イ 和解金・解決金の支払の有無（個人ベース）

次に個人ベースでみてみよう。「復帰又は再雇用を認めない」前提で和解した人が2人以上の事件でも、個人ごとに和解金・解決金の支払の有無を集計しているの、複数回答にはならない。

(7) 全体（第 2-3-22 図、第 2-3-23 表）

全体では、復帰または再雇用を認めない前提で和解した人に対する和解金・解決金の支払が「あった」が **86.7%**（196 件/226 件）、「なかった」が **13.3%**（30 人/226 人）である。

(i) 弁護士団体別（第 2-3-23 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「あった」が **84.8%**（167 人/197 人）、「なかった」が **15.2%**（30 人/197 人）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「あった」が **100.0%**（29 人/29 人）である。

(v) 解雇の種類別（第 2-3-23 表）

解雇の種類別にみると、整理解雇は「あった」が **76.4%**（97 人/127 人）、「なかった」が **23.6%**（30 人/127 人）である。

懲戒解雇は「あった」が **100.0%**（15 人/15 人）である。

普通解雇は「あった」が **100.0%**（73 人/73 人）である。

労組法 7 条 1 号・4 号がらみの解雇は「あった」が **70.7%**（65 人/92 人）、「なかった」が **29.3%**（27 人/92 人）である。

その他は「あった」が **100.0%**（16 人/16 人）である。

無回答は「あった」が **100.0%**（3 人/3 人）である。

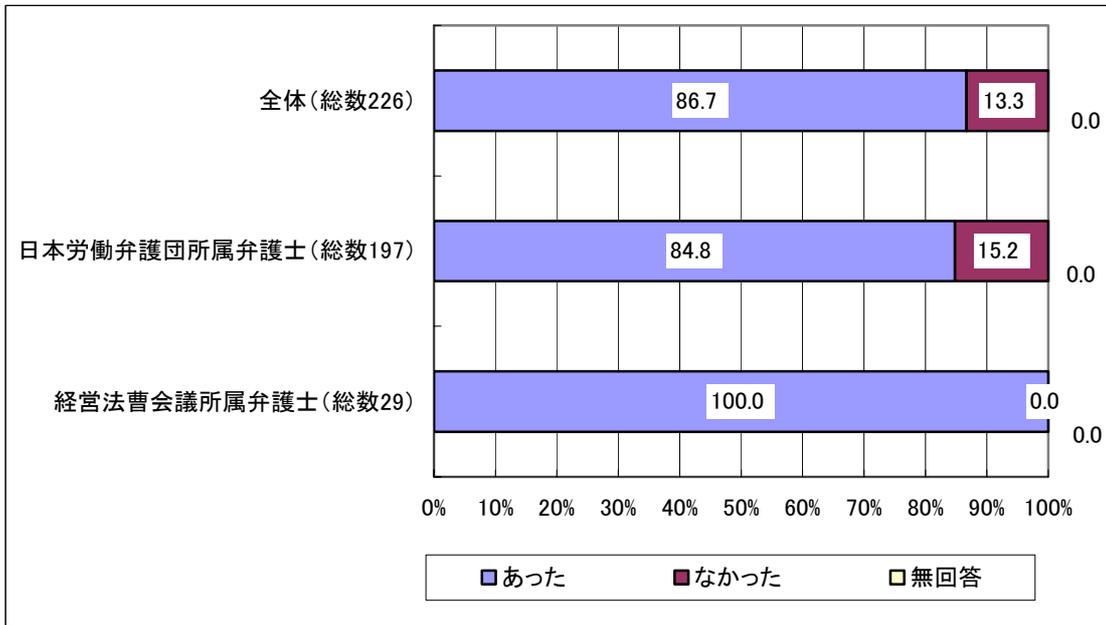
(エ) 裁判最終事由別（第 2-3-23 表）

裁判最終事由別にみると、裁判上の和解は「あった」が **85.9%**（177 人/206 人）、「なかった」が **14.1%**（29 人/206 人）である。

裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）は「あった」が **95.0%**（19 人/20 人）、「なかった」が **5.0%**（1 人/20 人）である。

その他は該当する被解雇者はいない。

第2-3-22図 和解金・解決金の支払の有無（本案訴訟判決確定以外で終了した解雇事件）
 <個人ベース>



第2-3-23表 和解金・解決金の支払の有無（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

<個人ベース>

		総数 (人数)	あ つ た	な か つ た	無 回 答	
全体		226 100.0	196 86.7	30 13.3	0 0.0	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	197 100.0	167 84.8	30 15.2	0 0.0	
	経営法曹会議所属弁護士	29 100.0	29 100.0	0 0.0	0 0.0	
解雇 の種 類別 (複数 回答)	整理解雇	127 100.0	97 76.4	30 23.6	0 0.0	
	懲戒解雇	15 100.0	15 100.0	0 0.0	0 0.0	
	普通解雇	傷病・資格喪失等による労務提供不能	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
		適格性の欠如	41 100.0	41 100.0	0 0.0	0 0.0
		規律違反	26 100.0	26 100.0	0 0.0	0 0.0
		信頼関係の喪失	18 100.0	18 100.0	0 0.0	0 0.0
		無回答	4 100.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0
		労組法7条1号・4号がらみの解雇	92 100.0	65 70.7	27 29.3	0 0.0
	その他	16 100.0	16 100.0	0 0.0	0 0.0	
	無回答	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	
	裁判 終結 事由 別	裁判上の和解	206 100.0	177 85.9	29 14.1	0 0.0
裁判外の和解（仮処分決定に基づく和解を含む）		20 100.0	19 95.0	1 5.0	0 0.0	
その他		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
無回答		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

注1 上段：人数、下段：構成比（%）

注2 解雇の種類は複数回答であるため、解雇の種類別に人数を足しあげた数は総数（人数）と一致しない。

（2） 和解金・解決金の1人あたりの賃金月数

和解金・解決金の支払があった場合、それは賃金何ヶ月分なのだろうか。和解金・解決金の支払を受けた者が2人以上いた場合、各々が受け取る和解金・解決金の額は異なるであろうが、調査票では1人あたりの賃金月数と金額とを尋ねた。

ア 全体（第 2-3-24 図、第 2-3-25 表）

全体では、和解金・解決金の 1 人あたりの賃金月数が「6 ヶ月分以下」が 29.0% (29 件/100 件)、「7～12 ヶ月分」が 39.0% (39 件/100 件)、「13～18 ヶ月分」が 6.0% (6 件/100 件)、「19～24 ヶ月分」が 11.0% (11 件/100 件)、「25～60 ヶ月分」9.0% (9 件/100 件)、「61～120 ヶ月分」が 3.0% (3 件/100 件)、無回答が 3.0% (3 件/100 件) である。

イ 弁護士団体別（第 2-3-24 図、第 2-3-25 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「6 ヶ月分以下」が 25.3% (19 件/75 件)、「7～12 ヶ月分」が 44.0% (33 件/75 件)、「13～18 ヶ月分」が 8.0% (6 件/75 件)、「19～24 ヶ月分」が 9.3% (7 件/75 件)、「25～60 ヶ月分」10.7% (8 件/75 件)、「61～120 ヶ月分」が 2.7% (2 件/75 件) である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「6 ヶ月分以下」が 40.0% (10 件/25 件)、「7～12 ヶ月分」が 24.0% (6 件/25 件)、「19～24 ヶ月分」が 16.0% (4 件/25 件)、「25～60 ヶ月分」4.0% (1 件/25 件)、「61～120 ヶ月分」が 4.0% (1 件/25 件)、無回答が 12.0% (3 件/25 件) である。

ウ 解雇から和解までの月数別（第 2-3-25 表）

解雇から和解までの月数別にみると、解雇から和解までの月数が 6 ヶ月以下の事案では「6 ヶ月分以下」が 50.0% (22 件/44 件)、「7～12 ヶ月分」が 36.4% (16 件/44 件)、「13～18 ヶ月分」が 2.3% (1 件/44 件)、「19～24 ヶ月分」が 4.5% (2 件/44 件)、「25～60 ヶ月分」が 4.5% (2 件/44 件)、無回答が 2.3% (1 件/44 件) である。

解雇から和解までの月数が 7～12 ヶ月の事案では「6 ヶ月分以下」が 16.7% (4 件/24 件)、「7～12 ヶ月分」が 70.8% (17 件/24 件)、「19～24 ヶ月分」が 8.3% (2 件/24 件)、無回答が 4.2% (1 件/24 件) である。

解雇から和解までの月数が 13～18 ヶ月の事案では「6 ヶ月分以下」が 20.0% (2 件/10 件)、「7～12 ヶ月分」が 30.0% (3 件/10 件)、「13～18 ヶ月分」が 10.0% (1 件/10 件)、「19～24 ヶ月分」が 20.0% (2 件/10 件)、「25～60 ヶ月分」が 10.0% (1 件/10 件)、「61～120 ヶ月分」が 10.0% (1 件/10 件) である。

解雇から和解までの月数が 19～24 ヶ月の事案では「7～12 ヶ月分」が 12.5% (1 件/8 件)、「13～18 ヶ月分」が 25.0% (2 件/8 件)、「19～24 ヶ月分」が 25.0% (2 件/8 件)、「25～60 ヶ月分」が 12.5% (1 件/8 件)、「61～120 ヶ月分」が 12.5% (1 件/8 件)、無回答が 12.5% (1 件/8 件) である。

解雇から和解までの月数が 25～60 ヶ月の事案では「13～18 ヶ月分」が 10.0% (1 件/10 件)、「19～24 ヶ月分」が 30.0% (3 件/10 件)、「25～60 ヶ月分」が 50.0% (5 件/10 件)、「61～120 ヶ月分」が 10.0% (1 件/10 件) である。

解雇から和解までの月数が **61～120** ヶ月の事案では「**7～12** ヶ月分」が **100.0%**（1 件/1 件）である。

解雇から和解までの月数が **121** ヶ月以上の事案では該当する事件はない。

無回答は「**6** ヶ月分以下」が **33.3%**（1 件/3 件）、「**7～12** ヶ月分」が **33.3%**（1 件/3 件）、「**13～18** ヶ月分」が **33.3%**（1 件/3 件）である。

エ 平均値等

和解金・解決金の 1 人あたりの賃金月数の平均値等をみると次のとおりである。

(7) 全体（第 2-3-25 表）

全体では、和解金・解決金の 1 人あたりの賃金月数は平均 **14.26** ヶ月分だが、最低 **1** ヶ月分から最高 **95** ヶ月分まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別（第 2-3-25 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 **14.66** ヶ月分だが、最低 **1** ヶ月分から最高 **95** ヶ月分まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均は **12.89** ヶ月分だが、最低 **2** ヶ月分から最高 **76** ヶ月分まで回答が分散している。

(ウ) 解雇から和解までの月数別（第 2-3-25 表）

解雇から和解までの月数別にみると、解雇から判決までの月数が **6** ヶ月以下の事案では平均 **8.12** ヶ月分、最低 **1** ヶ月分、最高 **36** ヶ月分である。

解雇から判決までの月数が **7～12** ヶ月の事案では平均 **10.26** ヶ月、最低 **2** ヶ月分、最高 **24** ヶ月分である。

解雇から判決までの月数が **13～18** ヶ月の事案では平均 **20.30** ヶ月だが、最低 **2** ヶ月分から最高 **80** ヶ月分まで回答が分散している。

解雇から判決までの月数が **19～24** ヶ月の事案では平均 **29.00** ヶ月、最低 **12** ヶ月分、最高 **76** ヶ月分である。

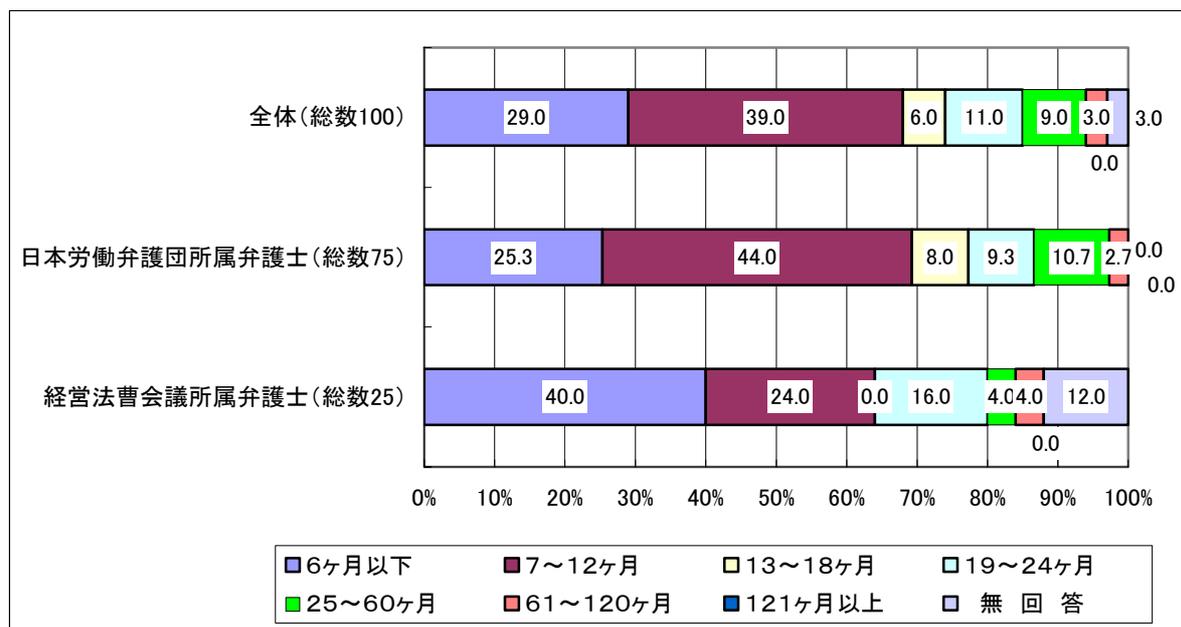
解雇から判決までの月数が **25～60** ヶ月の事案では平均 **35.72** ヶ月、最低 **12** ヶ月分、最高 **95** ヶ月分である。

解雇から判決までの月数が **61～120** ヶ月の事案では平均 **12.00** ヶ月、最低 **12** ヶ月分、最高 **12** ヶ月分である。

解雇から判決までの月数が **121** ヶ月以上の事案では該当する事件はない。

無回答は平均 **7.67** ヶ月、最低 **3** ヶ月分、最高 **13** ヶ月分である。

第2-3-24図 和解金・解決金の1人あたり賃金月数（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）



第2-3-25表 和解金・解決金の1人あたり賃金月数（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

アミカケは解雇から判決までの月数レンジと解決金の賃金月数レンジとの一致点である。

	総数	クロス集計（上段は件数、下段は%）									統計				
		6ヶ月分以下	7ヶ月分	1ヶ月分	1ヶ月分	2ヶ月分	6ヶ月分	1ヶ月分	2ヶ月分以上	無回答	平均（ヶ月分）	標準偏差	変動係数（標準偏差/平均）	最小値（ヶ月分）	最大値（ヶ月分）
全体	100 100.0	29 29.0	39 39.0	6 6.0	11 11.0	9 9.0	3 3.0	0 0.0	0 0.0	3 3.0	14.26	15.52	1.09	1	95
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護団所属弁護士	75 100.0	19 25.3	33 44.0	6 8.0	7 9.3	8 10.7	2 2.7	0 0.0	0 0.0	14.66	15.38	1.05	1	95
	経営法曹会議所属弁護士	25 100.0	10 40.0	6 24.0	0 0.0	4 16.0	1 4.0	1 4.0	0 0.0	3 12.0	12.89	15.90	1.23	1.5	76
解雇から和解までの月数	6ヶ月以下	44 100.0	22 50.0	16 36.4	1 2.3	2 4.5	2 4.5	0 0.0	0 0.0	1 2.3	8.12	7.11	0.88	1	36
	7～12ヶ月	24 100.0	4 16.7	17 70.8	0 0.0	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.2	10.26	4.77	0.46	2	24
	13～18ヶ月	10 100.0	2 20.0	3 30.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	20.30	22.51	1.11	2	80
	19～24ヶ月	8 100.0	0 0.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	0 0.0	1 12.5	29.00	22.21	0.77	12	76
	25～60ヶ月	10 100.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	3 30.0	5 50.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	35.72	22.45	0.63	12	95
	61～120ヶ月	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	12.00	0.00	0.00	12	12
	121ヶ月以上	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.00	0.00	0.00	0	0
	無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7.67	5.03	0.66	3	13

（3） 和解金・解決金の賃金月数と解雇から和解までの月数との差

前述のとおり、本調査における「解決金」には過去の賃金分を含んでいる。そこで、和解金・解決金の賃金月数と解雇から和解までの月数との差を、[1人あたりの和解金・解決金の賃金月数]－[解雇から和解までの月数]で算出した。これは、解決金のうち過去の賃金分以外の部分がどの程度かを概ね示しているといえる。

ア 全体（第2-3-26表）

全体では、和解金・解決金の賃金月数と解雇から和解までの月数との差が「0ヶ月分以下」が42.0%（42件/100件）、「1～6ヶ月分」が36.0%（36件/100件）、「7～12ヶ月分」が8.0%（8件/100件）、「13～18ヶ月分」が2.0%（2件/100件）、「19～24ヶ月分」が2.0%（2件/100件）、「25～60ヶ月分」が3.0%（3件/100件）、「61～120ヶ月分」が1.0%（1件/100件）、無回答が6.0%（6件/100件）である。

「0ヶ月分以下」とは、解雇から和解成立までの賃金だけが全額または一部支払われてい

るが、それ以外のものは支払われていないことを意味する。過去の賃金以外の和解金・解決金の構成要素としては、将来分の賃金、裁判費用、解雇撤回のための運動の費用等が挙げられる（詳しくは第3章の各事例における和解の内容の部分参照されたい）。

イ 弁護士団体別（第2-3-26表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「0ヶ月分以下」が**40.0%**（30件/75件）、「1～6ヶ月分」が**41.3%**（31件/75件）、「7～12ヶ月分」が**5.3%**（4件/75件）、「13～18ヶ月分」が**2.7%**（2件/75件）、「19～24ヶ月分」が**2.7%**（2件/75件）、「25～60ヶ月分」が**2.7%**（2件/75件）、「61～120ヶ月分」が**1.3%**（1件/75件）、無回答が**4.0%**（3件/75件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「0ヶ月分以下」が**48.0%**（12件/25件）、「1～6ヶ月分」が**20.0%**（5件/25件）、「7～12ヶ月分」が**16.0%**（4件/25件）、「25～60ヶ月分」が**4.0%**（1件/25件）、無回答が**12.0%**（3件/25件）である。

ウ 平均値等

和解金・解決金の賃金月数と解雇から和解までの月数との差の平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体（第2-3-26表）

全体では、和解金・解決金の賃金月数と解雇から和解までの月数との差は平均**2.80**ヶ月だが、最低マイナス**50**ヶ月から最高**64**ヶ月まで回答が分散している。

(i) 弁護士団体別（第2-3-26表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均**2.83**ヶ月だが、最低マイナス**50**ヶ月から最高**64**ヶ月まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均**2.70**ヶ月だが、最低マイナス**15**ヶ月から最高**54**ヶ月まで回答が分散している。

第2-3-26表 1人あたりの和解金・解決金の賃金月数と解雇から和解までの月数との差
(本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件)

(1人あたりの和解金・解決金の賃金月数) — (解雇から和解までの月数)

	総数 (事件数)	クロス集計 (上段は件数、下段は%)									統計					
		0 ヶ月分 以下	1 ヶ月分 以下	7 ヶ月分 以下	1 ヶ月分 以下	1 ヶ月分 以下	2 ヶ月分 以下	2 ヶ月分 以下	6 ヶ月分 以下	1 ヶ月分 以上	無 回答	平均 (ヶ月分)	標準 偏差	変動 係数 (標準 偏差/ 平均)	最小 値 (ヶ月分)	最大 値 (ヶ月分)
全体	100 100.0	42 42.0	36 36.0	8 8.0	2 2.0	2 2.0	3 3.0	1 1.0	0 0.0	6 6.0	2.80	13.47	4.81	-50	64	
士 所 属 団 体 別 護 士	日本労働 団所属 弁護士	75 100.0	30 40.0	31 41.3	4 5.3	2 2.7	2 2.7	2 2.7	1 1.3	0 0.0	3 4.0	2.83	13.68	4.83	-50	64
	経営法 曹会 議所 属 護 士	25 100.0	12 48.0	5 20.0	4 16.0	0 0.0	0 0.0	1 4.0	0 0.0	0 0.0	3 12.0	2.70	13.38	4.96	-15	54

(4) 1人あたりの金額

次に、1人あたりの和解金・解決金の金額をみてみよう。

ア 全体 (第2-3-27表)

全体では、1人あたりの和解金・解決金の金額が「100万円未満」が15.0% (15件/100件)、「100～200万円未満」が9.0% (9件/100件)、「200～300万円未満」が14.0% (14件/100件)、「300～400万円未満」が9.0% (9件/100件)、「400～500万円未満」が10.0% (10件/100件)、「500～1000万円未満」が18.0% (18件/100件)、「1000～2000万円未満」が7.0% (7件/100件)、「2000～3000万円未満」が2.0% (2件/100件)、「4000～5000万円未満」が1.0% (1件/100件)、「1億円以上」が1.0% (1件/100件)、無回答が14.0% (14件/100件)である。

イ 弁護士団体別 (第2-3-27表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「100万円未満」が12.0% (9件/75件)、「100～200万円未満」が8.0% (6件/75件)、「200～300万円未満」が17.3% (13件/75件)、「300～400万円未満」が8.0% (6件/75件)、「400～500万円未満」が9.3% (7件/75件)、「500～1000万円未満」が17.3% (13件/75件)、「1000～2000万円未満」が8.0% (6件/75件)、「4000～5000万円未満」が1.3% (1件/75件)、「1億円以上」が1.3% (1件/75件)、無回答が17.3% (13件/75件)である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「100万円未満」が24.0% (6件/25件)、「100～200万円未満」が12.0% (3件/25件)、「200～300万円未満」が4.0% (1件/25件)、「300～400万円未満」が12.0% (3件/25件)、「400～500万円未満」が12.0% (3件/25件)、「500

～1000万円未満」が20.0%（5件/25件）、「1000～2000万円未満」が4.0%（1件/25件）、
「2000～3000万円未満」が8.0%（2件/25件）、無回答が4.0%（1件/25件）である。

ウ 平均値等

1人あたりの和解金・解決金の金額の平均値等をみると、次のとおりである。

(ア) 全体（第2-3-27表）

全体では、1人あたりの和解金・解決金の金額は平均664万0500円だが、最低22万円から最高1億4000万円まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別（第2-3-27表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均714万1600円だが、最低22万円から最高1億4000万円まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均534万5800円だが、最低30万円から最高2900万円まで回答が分散している。

第2-3-27表 和解金・解決金の1人あたりの金額（本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件）

和解金・解決金の1人あたりの金額

	総数 (事件数)	クロス集計（上段は件数、下段は%）														統計				
		1 0 0 万円 未満	1 0 0 万円 未満	2 0 0 万円 未満	3 0 0 万円 未満	4 0 0 万円 未満	5 0 0 万円 未満	1 0 0 万円 未満	2 0 0 万円 未満	3 0 0 万円 未満	4 0 0 万円 未満	5 0 0 万円 未満	1 億 円 以上	無 回 答	平均 (万円)	標準 偏差	変動 係数 (標準 偏差/ 平均)	最小 値 (万円)	最大 値 (万円)	
		15	9	14	9	10	18	7	2	0	1	0	1	14						664.05
全体	100	15.0	9.0	14.0	9.0	10.0	18.0	7.0	2.0	0.0	1.0	0.0	1.0	14.0	664.05	1,576.87	2.37	22	14,000	
士 所 属 団 体 別 護 士	日本労働弁護 団所属弁護士	75	9	6	13	6	7	13	6	0	0	1	0	1	13	714.16	1,801.56	2.52	22	14,000
	経営法曹会議 所属弁護士	25	6	3	1	3	3	5	1	2	0	0	0	1	534.58	708.73	1.33	30	2,900	
		100.0	24.0	12.0	4.0	12.0	12.0	20.0	4.0	8.0	0.0	0.0	0.0	4.0						

(5) 1人あたりの金額（和解金・解決金の賃金月数と解雇から和解までの月数との差がプラスのケースのみ）

過去の賃金以外に支払われる和解金・解決金の1人あたりの金額をみるために、今度は和解金・解決金の月数と解雇から和解までの月数との差がプラスのケースに限定して見てみよう。

ア 全体（第 2-3-28 表）

全体では、1人あたりの和解金・解決金の金額が「100～200万円未満」が7.7%（4件/52件）、「200～300万円未満」が23.1%（12件/52件）、「300～400万円未満」が7.7%（4件/52件）、「400～500万円未満」が9.6%（5件/52件）、「500～1000万円未満」が21.2%（11件/52件）、「1000～2000万円未満」が7.7%（4件/52件）、「2000～3000万円未満」が1.9%（1件/52件）、「4000～5000万円未満」が1.9%（1件/52件）、「1億円以上」が1.9%（1件/52件）、無回答が17.3%（9件/52件）である。

イ 弁護士団体別（第 2-3-28 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「100～200万円未満」が7.1%（3件/42件）、「200～300万円未満」が26.2%（11件/42件）、「300～400万円未満」が4.8%（2件/42件）、「400～500万円未満」が7.1%（3件/42件）、「500～1000万円未満」が19.0%（8件/42件）、「1000～2000万円未満」が9.5%（4件/42件）、「4000～5000万円未満」が2.4%（1件/42件）、「1億円以上」が2.4%（1件/42件）、無回答が21.4%（9件/42件）である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「100～200万円未満」が10.0%（1件/10件）、「200～300万円未満」が10.0%（1件/10件）、「300～400万円未満」が20.0%（2件/10件）、「400～500万円未満」が20.0%（2件/10件）、「500～1000万円未満」が30.0%（3件/10件）、「2000～3000万円未満」が10.0%（1件/1件）である。

ウ 平均値等（第 2-3-28 表）

1人あたりの和解金・解決金の金額の平均値等をみると、次のとおりである。

(ア) 全体（第 2-3-28 表）

全体では、1人あたりの和解金・解決金の金額は平均 940 万 6000 円だが、最低 100 万円から最高 1 億 4000 万円まで回答が分散している。

(イ) 弁護士団体別（第 2-3-28 表）

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 1018 万 0600 円だが、最低 100 万円から最高 1 億 4000 万円まで回答が分散している。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 685 万円だが、最低 100 万円から最高 2900 万円まで回答が分散している。

第2-3-28表 和解金・解決金の1人あたりの金額（本案訴訟判決確定以外で終了した解雇事件）

<1人あたりの和解金・解決金月数－解雇から和解までの月数との差がプラスのケースのみ>

	総数 (事件数)	クロス集計 (上段: 件数、下段: %)												統計						
		1 0 0 万円未 満	1 0 0 万円未 満	2 0 0 万円未 満	3 0 0 万円未 満	4 0 0 万円未 満	5 0 0 万円未 満	1 0 0 万円未 満	2 0 0 万円未 満	3 0 0 万円未 満	4 0 0 万円未 満	5 0 0 万円未 満	1 億 円以 上	無 回 答	平均 値 (万 円)	標 準 偏 差	変 動 係 数 (標 準 偏 差 / 平均)	最 小 値 (万 円)	最 大 値 (万 円)	
全体	52 100.0	0 0.0	4 7.7	12 23.1	4 7.7	5 9.6	11 21.2	4 7.7	1 1.9	0 0.0	1 1.9	0 0.0	1 1.9	9 17.3	940.60	2,168.56	2.31	100	14,000	
士 団 体 別	日本労働弁護 団所属弁護士	42 100.0	0 0.0	3 7.1	11 26.2	2 4.8	3 7.1	8 19.0	4 9.5	0 0.0	0 0.0	1 2.4	0 0.0	1 2.4	9 21.4	1,018.06	2,441.38	2.40	100	14,000
	経営法曹会議 所属弁護士	10 100.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	2 20.0	2 20.0	3 30.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	685.00	811.65	1.18	100	2,900

(6) 賃金月額 (第 2-3-29 表)

1ヶ月あたりの賃金月額を、[1人あたりの和解金・解決金の金額]÷[1人あたりの和解金・解決金の賃金月数]で算出したところ、次のとおりになった。

ア 全体 (第 2-3-29 表)

全体では、1ヶ月あたりの賃金月額が「10～20万円未満」が9.0% (9件/100件)、「20～30万円未満」が29.0% (29件/100件)、「30～40万円未満」が16.0% (16件/100件)、「40万円以上」が29.0% (29件/100件)、無回答が17.0% (17件/100件)である。

イ 弁護士団体別 (第 2-3-29 表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば「10～20万円未満」が9.3% (7件/75件)、「20～30万円未満」が29.3% (22件/75件)、「30～40万円未満」が12.0% (9件/75件)、「40万円以上」が32.0% (24件/75件)、無回答が17.3% (13件/75件)である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば「10～20万円未満」が8.0% (2件/25件)、「20～30万円未満」が28.0% (7件/25件)、「30～40万円未満」が28.0% (7件/25件)、「40万円以上」が20.0% (5件/25件)、無回答が16.0% (4件/25件)である。

ウ 平均値等 (第 2-3-29 表)

1ヶ月あたりの賃金月額の平均値等をみると、次のとおりである。

(7) 全体 (第 2-3-29 表)

全体では、1ヶ月あたりの賃金月額は平均 34 万 5700 円、最低 14 万 3400 円、最高 147 万 3700 円である。

(i) 弁護士団体別 (第 2-3-29 表)

所属弁護士団体別にみると、日本労働弁護団所属弁護士の回答によれば平均 34 万 6800 円、最低 14 万 3400 円、最高 147 万 3700 円である。

経営法曹会議所属弁護士の回答によれば平均 34 万 2300 円、最低 16 万 6700 円、最高 83 万 3300 円である。

第2-3-29表 1ヶ月あたりの賃金額 (本案訴訟判決確定以外で終結した解雇事件)

(和解金・解決金の金額) / (和解金・解決金の賃金月数) で算出

	総数 (事件数)	単純集計(上段は件数、下段は%)						統計					
		1 0 万 円 未 満	1 0 ~ 2 0 万 円 未 満	2 0 ~ 3 0 万 円 未 満	3 0 ~ 4 0 万 円 未 満	4 0 万 円 以 上	無 回 答	平 均 値 (万 円)	標 準 偏 差	平 変 動 係 数 (標 準 偏 差 / 平均)	最 小 値 (万 円)	最 大 値 (万 円)	
全体	100 100.0	0 0.0	9 9.0	29 29.0	16 16.0	29 29.0	17 17.0	34.57	18.67	0.54	14.34	147.37	
士所 団属 体弁 別護	日本労働弁護 団所属弁護士	75 100.0	0 0.0	7 9.3	22 29.3	9 12.0	24 32.0	13 17.3	34.68	19.76	0.57	14.34	147.37
	経営法曹会議 所属弁護士	25 100.0	0 0.0	2 8.0	7 28.0	7 28.0	5 20.0	4 16.0	34.23	15.42	0.45	16.67	83.33